

平成26年12月第35回互理町議会定例会会議録（第2号）

○ 平成26年12月10日第35回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（18名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1 番 | 鈴木洋子 | 2 番 | 高野孝一 |
| 3 番 | 熊田芳子 | 4 番 | 小野一雄 |
| 5 番 | 佐藤正司 | 6 番 | 安藤美重子 |
| 7 番 | 百井いと子 | 8 番 | 渡邊重益 |
| 9 番 | 鈴木邦昭 | 10番 | 渡邊健一 |
| 11番 | 四宮規彦 | 12番 | 高野進 |
| 13番 | 熊澤勇 | 14番 | 佐藤アヤ |
| 15番 | 高橋晃 | 16番 | 鞠子幸則 |
| 17番 | 佐藤實 | 18番 | 安細隆之 |

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------|---------|---------------------------|---------|
| 町 長 | 齋 藤 貞 | 副 町 長 | 三戸部 貞 雄 |
| 総務課長 | 佐 藤 浄 | 企画財政課長 | 吉 田 充 彦 |
| 用地対策課長 | 佐 藤 雅 徳 | 税務課長 | 佐 藤 邦 彦 |
| 町民生活課長 | 牛 坂 昌 浩 | 福祉課長 | 阿 部 清 茂 |
| 被災者支援課長 | 西 山 茂 男 | 健康推進課長 | 佐々木 利 久 |
| 農林水産課長 | 齋 藤 幸 夫 | 商工観光課長 兼わたり温泉 鳥の海所長 | 酒 井 庄 市 |
| 都市建設課長 | 佐々木 人 見 | 都市建設課 専門官 | 市 川 仁 |
| 復興まちづくり課長 | 千 葉 英 樹 | 上下水道課長 | 川 村 裕 幸 |
| 会計管理者 兼会計課長 | 鈴 木 久 子 | 教育長 | 岩 城 敏 夫 |
| 学務課長 | 鈴 木 邦 彦 | 生涯学習課長 | 熊 澤 一 弘 |
| 農業委員会 事務局長 | 菊 地 和 彦 | 選挙管理委員会 書記長 | 佐 藤 浄 |
| 代表監査委員 | 齋 藤 功 | | |

○ 事務局より出席した者の職氏名

| | | | |
|------|---------|------|-------|
| 事務局長 | 丸 子 司 | 庶務班長 | 丸 子 城 |
| 主 事 | 櫻 井 直 規 | | |

議事日程第2号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前10時00分 開議

議長（安細隆之君） おはようございます。

会議が始まる前に、議員各位並びに傍聴される皆様にご連絡をいたします。

本日の会議は、取材のためFMあおぞらから傍聴席での本会議中の録音の申し入れを受け、これを許可しておりますのでご了承願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、7番 百井いと子議員、8番 渡邊重益議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（安細隆之君） 日程第2、一般質問を行います。

通告者は、お手元に配付してあるとおりであります。

順次発言を許します。

16番。鞠子幸則議員、登壇。

〔16番 鞠子幸則君 登壇〕

16番（鞠子幸則君） 16番、鞠子幸則です。

私は3つについて質問いたしますので答弁よろしく願いいたします。

まず、第1点。米価の暴落に対する対策について質問いたします。

町として、価格補償や直接支払交付金の補填、生産資材への助成を行ってはどうかあります。答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えいたします。

今回の米価暴落については全国的な問題でして、町といたしましても深刻な状況であると認識しております。かつ産業の根幹的な問題だと考えております。

宮城県町村会を通じまして、米価下落に対応した緊急対策に関する要望書を提出しております。

これにつきましては、まず第1点として稲作農家への緊急的経営支援、2点目として収入減少影響緩和対策等の諸制度の前倒し、3点目として稲作農家への当面の資金繰りに対する資金措置、4点目として米需給の改善、米の消費拡大、米粉用米や飼料用米の利用拡大に対する効果的政策。以上の4点になりますが、内閣総理大臣、農林水産大臣、自由民主党、宮城県関係国会議員及び宮城県知事に要望しております。

質問にあります価格補償や直接支払交付金の補填、生産資材への助成のような直接的な補償については他の産業分野との整合性が大変重要となりますので、近隣市町村との動向を注視し、関係機関との連携を図りながら検討してまいりたいと思います。

また、稲作農家の当面の資金繰りに対する支援につきましては現在農業経営維持対策資金として宮城県とJAグループが制度の設計を行っており、町といたしましても県及びJAと協力しながら資金利子の実質無利子化に取り組んでまいりたいと、そのように思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 私も町内の農家の方々の話を聞いておりますので、それも踏まえて質問いたします。

まず、12月8日の河北新報には、石巻の方ですけれども、40ヘクタールを請け負っていて、米価暴落で減収1,000万円、担い手が消えるという話をされました。亙理の農家の方々からこういう声が寄せられております。完全に採算割れだ。機械代が払えない。米づくりをやめざるを得ないという悲痛な声が寄せられております。

またですね、将来の亘理町の農業の担い手である認定農家の30代の担い手の方は25ヘクタールの米をつくっております。自分のところと請け負っている全体ですね。25ヘクタールですから。600万円くらい減るのでないかと。この方は大豆とかシェンギクをつくっているんですけども、非常に困惑していました。将来の展望が持てないということでもあります。

J Aみやぎ亘理も町に対して、金融支援を行ってほしいという要望を行っておりますし、きょうの一般質問と同様の要望を私どもも町長に行っています。

それでお伺いしますけれども、利子の無利子化についていつごろまでに結論を出すのか。その点について答弁をお願いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） これにつきましては、先ほど言いましたように県及びJ Aと協力しながらとお答えしていますけれども、早急にとっております。その中で一応利子の補給率でございますけれども、今のところJ Aが0.5%、県が1%以内、町も1%以内と、このように考えております。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 早急にというのはなかなかあいまいなんですけれども年内に結論というふうになるんですか。それとも年明けのんですか。

議 長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） お答えいたします。

今現在、この稲作農家への当面の資金繰りに対する支援措置といたしまして、県とJ Aグループで今その制度を、設定を考えているところでございますが、まず受け付けにつきましては来年3月31日までの受け付けにするということで、今その要綱等の精査を行っているところでございます。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 1番はわかりました。2番に移ります。

災害公営住宅について、3点お伺いしますけれども、入居予定者及び入居している方から要望されていることと、その要望が正当性があるか実現可能かと判断して質問しますので、よろしく願いいたします。

第1点目。玄関の手すりを延長してはどうかであります。答弁をお願いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 戸建て形式による木造災害公営住宅の整備につきましては、本年4月25日開催の臨時議会でご承認いただいた大谷地住宅、南河原住宅から来年2月末に完成予定の亘理江下住宅まで約10カ月間で97軒もの木造家屋を建設するという、町にとりましては大変大きな事業になっておりますが、設計から建設までを亘理町木造災害公営住宅建設推進協議会にお願いすることにより、これまで事故なくおおむね順調に進められている状況となっております。

戸建て住宅の玄関に設置している手すりにつきましては、転倒防止のため、主に階段に設置しておりますが、建物の配置上、玄関が道路に近接する住宅につきましては、万一の道路側への転倒を予防するため、玄関ポーチ上にも手すりを設置したものでございます。今後においても、居住者の安全対策を最優先に考え検討いたします。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

1 6 番（鞠子幸則君） 今回、12月定例議会に提案されている一般会計補正予算、宅地入り口階段手すり設置工事、これはどこの団地のことなんですか。

議 長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 今回補正予算に計上しております階段の手すりですが、基本的に考えておりましたのは道路から住宅の敷地、こちらにそれぞれ各団地ごとに高さは違うんですが段差が生じてございます。そちらには、低いところは1段、高いところで4段ほどの階段が設置してあるわけでございます。これらにつきまして転倒の危険性があるということで、そちらに追加工事といたしまして手すりを設置したいと考えておったものでございます。

ご質問のどこの団地かということでございますが、基本的には全団地を考えております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

1 6 番（鞠子幸則君） 今回の補正予算に提案される財源はどうなんですか。

議 長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 建物に付随する部分でございますので、復興交付金を使いたいと考えてございます。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

1 6 番（鞠子幸則君） これは住民の皆さんからこういうふう到手すりを延長してほしいと

いう要望があって予算を組んだのか、それとも復興まちづくり課含めて町の判断でこういう工事をしますとなったのか、どちらですか。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 今回の補正予算につきましては、復興まちづくり課で精査をいたしまして補正予算を要求したものでございます。戸建て住宅が既に大谷地、南河原住宅、それから中野住宅も入居が始まってございます。そのような中で現場を再点検いたしましたところ、玄関前の階段につきましては手すりが設置してあるんですが、道路から敷地に上がる階段については設置していないという、ちょっと矛盾したところがありましたので、私どもで設置をするという形に検討いたしまして補正予算を要求させていただいたものでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 後で大谷地団地の方々からも手すりを延長してほしいという要望があったのでそれに応えたと思っております。

（2）移ります。玄関の軒下を横に延長してはどうかです。答弁をお願いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 今回設置いたしました玄関ひさしは、ごく一般的に住宅建設で使用されている既製品であります。建物の大きさ、全体的なデザインを考慮いたしまして協議会が設計したものでございます。また、公営住宅としての標準的な仕様に沿って建設しており、町としても妥当なもの判断しております。したがって、玄関軒下に設置しておりますひさしを延長することについては考えておりません。

また、建築資材につきましては、被災地を中心に全国的に不足しており、各メーカーでは生産が需要に追いつかない状況で、価格も高騰している状況と伺っています。戸建て住宅につきましては、このような状況下においても一日も早い建設を最優先と考え、97戸全てを共通したデザインのもと統一した部材を使用し、一括して早期発注するといった対策を講じることにより、これまで資材不足による工事のおくれが発生しないことも申し添えておきます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 災害公営戸建・集合住宅も早急に完成すること自体はいいことなんですけれども、入居者の方及び入居予定の方々からはあの軒下では大雨のときに大変だと、横に何も無いんですから大変だという声とか、中途半端とかつけ足しにや

っているという声もありますし、亘理の場合は引き戸ですけれども、岩沼は玉浦の防災集団移転及び災害公営住宅の戸建て住宅はいわゆる既存の下茨田とか袖ヶ沢の住宅のドアとか、あそこを見てきましたけれども、軒下はぐっと長くなっているわけなんです。今の亘理町の軒下で本当に大丈夫なのかどうか、そこら辺も。早くつくるとはいいんです。早くつくるとはいいんですけれども、そこら辺を考慮する必要があるんじゃないか。これは住民の皆さんの要望もありますから、そこら辺もう1回答弁お願いします。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） ただいま町長が申し上げましたとおり、戸建て住宅につきましては標準的な仕様等を考慮しながら設計をいたしております。

亘理町内に建設されております一般的な住宅を見ても、特段、公営住宅のひさしにつきまして不足があるという形には思っておりません。あくまで、標準的な建設資材を用いまして建設しておるところでございます。

今回建設しております公営住宅につきましては、玄関の位置がそれぞれ敷地の形状等によりまして北側にあたり東側、西側にあるものもございます。風向き等によりまして雨の当たるということはその日の天候条件によってもいろいろ出てくるかとは思いますが、基本的に特段不足のあるものを使っているとは考えてございませんのでご理解いただきたいと思っております。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） そうおっしゃいますけれども、97戸ですね、戸建ては97戸と先ほど言われましたけれども、大工さんに聞くと、アルミ製のテラスを上を設置すれば1戸4万円くらいかからないんです。97戸掛ける4万円だと大体400万円なんですよ。そういう意味ではそんなに膨大にお金がかかるわけじゃないんです。住民の皆さんはそういう要望を持っているということ自体はわかっていますか。要望があるということは。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 玄関先にそのような設備があったほうが良いということは議員おっしゃるとおりかと思っております。それから、これまでお住まいになっただけの仮設住宅等の状況を見ますと、風除室といいますか、そのようなものも設置してあるということから、そのようなご希望があるということはお聞きして

おります。

今回、戸建て住宅の建設をする上で特に気を使ったのは、建物の気密性でございます。建物内部を気密性を高く保つことによりまして暖房等の効果、それから冷房等の効果、そういったものが効果的に発揮できるような構造で建設をさせていただいております。

そのようなことから、玄関等につきましては開閉のしやすさから引き戸を採用させていただいたわけでございますが、特段、ひさしの部分につきましては十分に対応が可能だろうという判断をさせていただいたものでございます。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） これ以上は言ってもやるという答弁しないと思うんですね。これは引き続き取り上げていきます。今言ってもすぐに答弁しないと思いますのでね。

次に、3点目に移ります。入り口の段差をなくしてはどうか。これはとりわけ大谷地地区の一部ですね。答弁をお願いします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 道路と宅地との高低差につきましては、さらなる津波対策はもちろんのことですけれども、震災による地盤沈下やゲリラ豪雨などの異常気象を原因とする道路の冠水も想定され、それらによる住宅への影響を極力排除するよう考慮して地盤高を決定しております。また、特定の住宅のみ仕様を変えることは公営住宅の性質上困難であると考えております。したがって、対応としましては、道路から玄関までのアプローチについて、協議会が設定したとおりでできるだけ平場に加工した上で、階段部については手すりの設置等により安全性を確保するほか、買い物カートや手押し車等を使って出入りする場合は駐車場をスロープ状に設置することにより可能となるよう配慮しております。

なお、道路から玄関までのアプローチにおきまして、現在の設計では玄関前の階段部のみ設置している手すりについて、道路面と敷地面との高低差が大きい区画につきまして、道路入り口の階段部分にも設置するよう仕様追加することとし、先ほども課長から答弁があったと思いますけれども、今議会に補正予算を計上しております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 大谷地の一部というのは一番南のほうですね。あそこは恐らく町で入居予定者の方に説明会をやったはずなんです。その時点で一番南の戸建ですよ。この段差がわずかなんですよね。わずかなので、10センチくらいですね。道路と10センチくらいあるんですね。そこをスロープみたいにやってほしいという要望があったはずなんですよ。それに対してどういうふうに答えました。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 大谷地地区の団地の状況を申し上げますと、災害公営住宅、11戸建設してございます。南側の住宅敷地、その北側に建設しております住宅の敷地、もう1戸道路を挟みまして北側に防災集団移転の1戸分の敷地を整備して建設してございます。それぞれの地盤の高さは変わらないんですが、道路の排水の関係上、南側南西の角が一番高い道路高になっているということから、それぞれの宅地におきまして道路と地盤の高さに格差があるということでございます。

議員おっしゃるとおり、南側の宅地につきましては低いところで高さ約15センチほどの高低差が発生しておる。一方、北側の宅地につきましては50センチから60センチほどの高低差が発生してございます。それぞれ階段で対応させていただいておりますが、低いところで1段、高いところで4段の階段が設置されておるということでございます。

今回、その部分につきまして共通した仕様、公営住宅でございますので、共通した仕様で対応させていただいているわけでございます。それぞれ玄関までのアプローチをコンクリート舗装いたしまして、道路からの高低差の部分は階段で対応させていただいたという事情でございます。

その部分につきましては、構造上そういう対応をさせていただいております。スロープについてのご意見等につきましては、先ほど町長からご回答申し上げましたとおり、アプローチの入り口の安全性を確保することから、階段で措置をさせていただきましたが、駐車をスロープ形状にすることによりまして、そちらからの出入りも可能となるという配慮をさせていただいたところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） ここは4戸くらいあります。実際は3戸なんですね。道路から15センチくらいあるところ。ある意味で、初めからそうするのではなくて、斜めにスロー

プみたいにやったほうがよかったような気がするんですけども、その点はどうだったんですか。設計の段階では。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 今、回答重複するかもしれませんが、造成工事を行った後、それぞれ宅地におきまして同じ団地内なのですが、それぞれ高低差が発生しているという状況でございました。高さ、段差が低いからそこだけスロープにするという考えは持ち合わせてございませんでした。設計の段階で高低差につきましては、その部分については全て階段で対応するという共通の仕様で対応させていただいたところがございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） そういう考え方もあるでしょう。ですから、初めからスロープにしてほしいという住民の要求もわかると思うんですよ。手すりをつけるんですから、そういう意味では手すりを延長しますから、南側。そうしますと段差があっても大丈夫なのかなと思います。

3番に移ります。

応急仮設住宅入居者の現況調査について3点質問いたします。

応急仮設住宅入居者の現況調査についてですけども、第1点は再建場所、再建方法など未確定の方、未回答の方、検討中の方へ戸別訪問するのか、訪問する場合は誰が訪問するのかまず答弁願います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） ことし12月から調査未回答者、再建方法未定者のプレハブ仮設住宅入居者154名に対し、業務委託会社であります株式会社サーベイリサーチセンター東北事務所の調査員が、町で発行した身分証明書を携帯した上で戸別訪問を予定しております。調査内容については再建方法、時期、場所や再建に伴う問題点、世帯員の状況などとしております。戸別訪問に際しては2名1組の3班編成で調査を行う予定としております。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 補正予算にもありますけれども、調査を委託したサーベイリサーチで訪問するんだと。このサーベイリサーチの方々は仮設住宅を訪問した経験はあるんですか、ないんですか。

議長（安細隆之君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（西山茂男君） お答えします。

その方々については現在のところ訪問したということは伺っておりませんので、仮設住宅の集会所にいる臨時職員に案内させて、1軒1軒訪問する予定にしております。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 確認ですね、2人1組で3班と言ったんですよね。2人というのはサーベイリサーチの方が2人であって、それにサポートセンターの方が案内すると理解していいんですか。

議長（安細隆之君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（西山茂男君） サーベイリサーチの調査会社が1名。臨時職員が1名の2名体制と考えております。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 現時点では仮設住宅の世帯は550戸ぐらいだったと思うんですね。減っているところもありますけれども、550戸くらい。これはいつからいつまで、12月からいつまで訪問するんですか。

議長（安細隆之君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（西山茂男君） 今月いっぱいくらいで訪問する予定にしております。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 私の心配したのは、サーベイリサーチの方だけで訪問すると、なかなか初めての経験の方が訪問するのはなかなか難しいし、互理の状況、被災者の状況をよくわかっていないとなかなか難しいんですね。そういう意味では、サポートセンターの方が一緒に、臨時職員の方が一緒に随行して訪問すると。それで検討中の方、未提出の方、未確定の方を訪問して行うという。サポート拠点の方々は一しょちゅう仮設住宅を回っていますので、よく状況がわかっているので、それはそれとして2人で訪問して、3班でやると、12月中にやると。それを踏まえて2点目に移ります。

2点目、未定の方などへの対応策をいつまで決めるか答弁をお願いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 今回の戸別訪問調査により再建方法、再建時期がまだ決まっていな

い被災者の実情を把握することができます。現在の計画では年明けには調査結果をまとめ、その結果をもとに再建未定者の課題解決に向けた検討を庁舎内で行い、おのおの実情に合わせた再建方法を提案し、1人でも多くの被災者が速やかに再建できるよう対応したいと考えております。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 具体的な数字なので被災者支援課で答弁していただきたいんですけども、今度は仮設住宅だけを質問しますけれども、この調査の対象者は何人でしたか。そのうち、未提出者は何人だったのか。そのうち未提出者のうちで電話連絡したが提出しなかった方、電話連絡して連絡とれなかった方、何人いるんですか。それぞれ、答弁をお願いします。

議長（安細隆之君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（西山茂男君） お答えします。それでは、プレハブ仮設住宅のほうをご説明させていただきます。調査対象者が738件ございました。返送件数が617件、電話連絡をした方については89件いらっしゃいまして、その中で未提出者が121件ございました。ただし、未提出者の中で1世帯で2部屋の利用者が52件、退居及び入院中が5件、電話連絡したんですけども、提出がなかったという方については64件ございました。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 連絡とれなかった方が何人いるんですか。

議長（安細隆之君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（西山茂男君） 一応、電話連絡89件したんですけども、その中で電話連絡とれなかったというところまでは把握しておりませんでした。申しわけございません。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） では次に移ります。

被災したところで住宅建てるのか、被災した場所以外に建てるのか、災害公営住宅に入るのか、民間の賃貸に入るのかですね。それで、この調査時点で検討中の方は何人いますか。

議長（安細隆之君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（西山茂男君） それではお答えします。被災した場所で再建したいとおっ

しゃった方が82件。被災したときに移住していた場所以外に再建……。 （「検討しているのは何人、質問だけに答えてください」の声あり）わかりました。済みません。検討中及び無回答については51件でした。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 再建時期ですけれども、平成28年4月以降と答えた方は何人いて、無回答の方は何人いました。

議長（安細隆之君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（西山茂男君） 28年4月以降に再建予定と答えた方が5件、無回答の方が252件でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） それではお伺いしますけれども、121人ですけれども、100人以上の方が依然として再建の方法、再建の時期が確定していないということなんですね。今後訪問していろんな状況も聞くと思うんですけれども、早急に対応策を講じる必要があると思うんですけれども、その時期を先ほど答弁されなかったんですけれども、3月までとか4月までとか、そこは答弁できますか。

議長（安細隆之君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（西山茂男君） 先ほど町長のほうで答弁したとおり、年内中に調査結果をまとめていただくように一応業者にはお願いをしておりますので、年明けでそれがまとまり次第、関係課等で検討させていただきたいと考えております。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 私が聞いているのは、いつまで対応策を決めるのかという質問をしているので、それだけ答えてください。未定なの。それとも検討中なのか。

議長（安細隆之君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（西山茂男君） 一応、年度内中というぐあいに考えています。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 年度内ね。わかりました。

3点目に移ります。未定の方々などへの対応策を決める際、政府に被災者生活再建支援金の増額及び災害公営住宅の家賃補助の拡充を要請してはどうかであります。答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 被災者生活再建支援金の増額や被災者再建に向けた新たな支援策、さらには災害公営住宅の家賃の拡充につきましても今後、近接市町村の動向を見据えながら要望していきたいと思います。

なお、災害公営住宅の家賃については通常の公営住宅と同様に入居者の収入いわゆる政令月収、世帯構成等により決定されます。災害公営住宅は同規模の民間住宅と比較して低廉な家賃となっておりますが、特に収入が低い世帯に対する家賃負担の軽減を図るため、復興交付金を活用した東日本大震災特別家賃低減事業によりさらなる家賃低減を行っております。期間は管理開始から最長10年間となっておりますが、原則的に6年目から10年目は段階的に引き上げられます。既に入居が開始されております西木倉住宅、大谷地住宅、南河原住宅の入居についてはこの事業による家賃の軽減を図っているものであり、一定の手当てができているものと考えております。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 私どもがアンケートを行ったその回答の中で、本当に切実な声が寄せられております。記述式なんですけれども、若干紹介します。

私は家族全員が亡くなって1人で暮らしている、年金生活で大変だ、お金の問題が非常に切実だという方もおります。そしてお年寄りの場合は国民年金だけだと非常に大変で、仮設住宅から出るのもなかなか大変だという声であります。住宅のローン、イチゴハウスの土地の買い取りなど、お金の問題、本当に切実だということが出されております。

この被災者生活再建支援金の拡充とか家賃の補助は私だけが言っているわけではなくて、河北新報の11月7日付の社説もやはり被災者生活再建支援金300万円ですけれども、これを例えば500万円とか。家賃の補助も今よりも拡充するとか、確かに安いんですよ、6,000円とか。でも、家賃だけでないんですね。食費の問題とか電気代の問題とかお金の問題が絡むので、年金生活だけでは本当に大変。そういう意味では、家賃の拡充をやる、国の責任でやるということで強力に要請する必要があると思えますけれども、その答弁を、それだけの答弁をお願いします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 議員がおっしゃるとおり、今後とも強力に要請してまいりたいと思えます。（「以上で終わります」の声あり）

議長（安細隆之君） これをもって鞠子幸則議員の質問を終結いたします。

次に、14番。佐藤アヤ議員、登壇。

〔14番 佐藤アヤ君 登壇〕

14番（佐藤アヤ君） 14番、佐藤アヤです。

私は2点について質問いたします。よろしくお願いいたします。

1点目です。第4次亶理町総合発展計画の状況についてであります。

平成18年3月に策定した第4次亶理町総合発展計画は、「思いやりの心で力を合わせ安全で安心できる豊かなまち亶理」を将来像とした亶理町の町政運営の根幹となるまちづくりの目標を示す計画です。平成27年度を目標年次に、町民と築く地域協働のまちづくり、安全で利便性の高い快適環境のまちづくり、安心して生涯を託せる保健福祉のまちづくり、こころ豊かにふれあう教育・文化と交流のまちづくり、活力ある産業拠点のまちづくりの5つの施策を掲げて取り組んできておりますが、目標年次の27年度まであと1年になりました。そこで3点について伺います。

初めに、進捗状況について伺います。いかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 平成18年4月にスタートした第4次亶理町総合発展計画において、町の歴史と自然、社会的特性を生かした豊かな地域づくりを町民と行政が力を合わせていくことを目的に、思いやりの心で力を合わせ安全で安心できる豊かなまち亶理を将来像に掲げたまちづくりを推進しております。

今、議員さんがおっしゃった5つのことについて、また繰り返しになりますけれども、申し上げますけれども、5つの柱を基本施策として推進しており、その1つ目は町民と築く地域協働のまちづくり、2つ目は安全で利便性の高い快適環境のまちづくり、3つ目が安心して生涯を託せる保健福祉のまちづくり、4つ目にこころ豊かにふれあう教育・文化と交流のまちづくり、5つ目に活力あふれる産業拠点のまちづくりとして、それぞれの分野において各種事業を展開しております。計画の進捗状況につきましては、352の施策から成り立っておりますが、現段階における計画終了年度までの状況を見据えたものとして各課からヒアリングによる聞き取り調査を実施しておりますので、その結果について報告させていただきます。

まず、目標を既に達成したあるいは期間内に目標を達成する予定のものが目標達

成として全体の20%、一部で目標達成できるものと事業展開中のものとして、全体の74%、事業に着手していない未着手のものが全体の6%となっております。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 目標を達成した事業と27年度の期間内に達成できるのが全体の20%ということですが、この数字について町長はどうお考えでしょうか。また、一部で目標を達成できるものとか、事業展開中のもの74%ということですが、それはどのような事業でしょうか。ご答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 今回、震災があった割には一応全体的には74%は既に事業展開中ということで、そういう面では一生懸命やってきたんじゃないかなと。未着手のもの6%は後のご質問でもあろうかと思えますけれども、74%という数字は一応の評価をしていいんじゃないかなと思っております。

なお、どのような事業等については企画財政課長からお答えさせます。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 施策として事業、既に達成あるいは27年度で達成するものの主なものについては総合発展計画の第1章にあります町民と一緒に築く地域協働のまちづくり、これが主な内容でございます。多いのでその中で特に抜粋して申し上げますと、まちづくり基本条例の活用とか地域協働のまちづくり体制の確立、それから地域コミュニティ活動の充実といった点が主な第1章ですので、これらについてほぼ達成しております。そのほかの事業につきましては、主に防災、道路、多岐にわたっておりますが、それぞれその中ですぐに事業達成あるいは27年度中に達成予定の見込みのもの、いろいろ入っております。

それで、今議員さんからお話がありました未着手のものについては、第5次の平成28年度以降にその事業について継承するかあるいは事業廃止するかについては、今開催しております第5次互理町総合発展計画審議会の中で今後検討していく予定でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 町長は震災があつてこの20%の達成、74%の事業展開中のもの、職員頑張ったというお話ですので、これ以上言わなくてもいいのかなと思えますけれども、第4次総合発展計画の中で27年度における、例えば総人口の目標を3万

8,000人と設定しておりました。しかし、現在の亘理町の人口は3万4,136人ですかね、11月30日です。震災の影響とか少子化などさまざまな要因があると考えますが、第4次総合発展計画を立てる上でこの人口目標にして計画を立てておりますので、352の施策の中でも大分ずれが生じているのではないかと考えますが、この点についていかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 3万8,000人の目標人口については震災前に設定したものでありまして、現在御存じのとおり震災以降で人口も当然変動しておりますし、これについては第5次の人口設定も非常に重要なことでありまして、これらについても今後第5次のほうで人口設定についても審議会ではいわゆる町の施策として重点項目で定住人口の促進を掲げておりますので、その辺についても今後審議会等で議論して決定していきたいということで考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 例えば、3章の中の児童福祉、子育て支援対策の充実という項目がありますけれども、この中で保育サービスの充実として子育て家庭の多様なニーズに即して、通常の保育サービスはもとより延長保育や休日保育等の特別保育の推進に努めるとともに、保育機能の強化や児童数の減少への対応等を総合的に勘案しながら保育施設の整備及び充実、適正配置を推進しますとあります。でも、ここ何年前か前から保育所に預けたくても預けられないような待機児童が何十人もいるというのが、今本町の状況であります。第4次総合発展計画の中には、子育て支援対策に待機児童ということについては書かれておりませんでした。

このように、第4次総合発展計画は現状とのずれが生じておりますので、これらもあわせて目標の方向を社会的状況や財政的な変化などによって変えていかなければならない施策もあると考えます。そういう部分で目標の達成という部分で20%達成したから、あと74%一部やっているとか目標達成の見込みという部分ももう一度、第4次総合発展計画の中でそのずれの部分で一つ一つ確認をしていかなければならないのかなと私は思いますけれども、この点についていかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 確認についてはぜひ必要なのですぐやらせてもらいたいと思いますが、少なくとも94%までは事業展開中というのは、こういった復旧復興事業

を優先するという前提の中でここ3年8カ月やってきた中ではみんな努力したんじゃないかなという考えを持っています。以上です。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 町民の皆さんにアンケート調査等行っている状況ですが、町民の皆さんに意識をもっと高めてもらうためには平成27年度までの間に第4次総合発展計画の進捗状況と現状、今の現状について広報などを使ってしっかり周知をしていく必要が私はあるのかと思いますけれども、この点についていかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 今現在、町のホームページにつきましては先ほど申し上げました第5次互理町総合発展計画審議会の審議内容等について、今まで2回ですが掲載しております。

その中で、今議員さんがおっしゃっております町民のアンケート調査結果、これについても会議録の一部として掲載しておりますが、これについてはトップページでアンケート調査結果と、そのまま今入っていけない状態ですので、これについて今早急に町民アンケート調査結果、トップページから閲覧できるような形で今修正しております、町民の方々の意見を反映した第5次総合発展計画ということで今後進めてまいりたいということで考えております。以上です。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 第5次総合発展計画を立てる上でも第4次総合発展計画をしっかりと見つめてというか、そこを確認して今の現状のずれとかをきちっと町民にわかしてもらわないと町民は何を言っているかわからない状況になるのかなと思いますので、町民の皆さんの第5次総合発展計画に向けての意識を、協力をいただくためにもこれから10年の町の計画をつくる上で絶対必要なことだと思いますので、広報などを使って発信をしていただきたいと思います。

（2）に入ります。計画の中で大きく見直した事業や取りやめた事業はありますか。ご答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 計画に登載した施策に大きな見直しはございませんが、さきに述べました進捗状況における未着手である施策の主な理由としては、東日本大震災の影響

響によるものであります。

震災の影響により復旧復興事業を優先することによるものを初め、土地利用や社会状況等の変化に伴いまして土地区画整理事業や公共ゾーンの整備におくれが生じております。また、芸術文化活動の拠点とされる町民会館やスポーツ活動の拠点となる町民体育館等の整備については事業展開に至っていない状況であります。

議 長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

1 4 番（佐藤アヤ君） 震災より3年9カ月になります。本当に4度目の新年をまた仮設で迎えなくちゃならない、被災者の皆様にとって一日も早く普通の生活に戻るためにも何よりも復旧復興の事業を最優先に取り組んでいくということは大事なことで私も思います。

そこで伺いますが、震災の影響で職員が不足したのか、それとも財政的に無理だったのか、また別の要因で事業ができなかったのか、その点についてお伺いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） これは、被害がとにかく甚大だったということです。議員さんご案内のように、人命だけで306名失っているわけですし、被害額が3,350億円と推定しているわけです。瓦れきの処理代だけで580億円も費やしたわけですから、これはもうとにかく被害が甚大だったと、これに尽きるかと思えます。以上です。

議 長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

1 4 番（佐藤アヤ君） 市街地公共ゾーンの整備については、公共ゾーンだけでなくやはり今回のアンケート調査の中にもありましたけれども、交通の利便性という部分で駅周辺の整備等も余り進んでいないような状況かと思えます。今後、第5次総合発展計画を立てる上で優先的に取り組む必要があるかと考えますが、いかがでしょうか。

議 長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 公共ゾーンの整備につきましては、先ほどの鞠子議員のご質問とかぶりますけれども、いわゆる公共ゾーン用地に現在、仮設住宅の方々がまだ居住されているということがありまして、そういう事情等で公共ゾーンの整備がおくれているという状況があります。今後につきましては震災後の公共ゾーンの整備については震災前と考え方が変わってきておりますので、それについては今後早急

に検討していくという予定でございます。

公共交通につきましては今お話がありました駅の整備、これにつきましては町側だけでなくやはり管理者でありますJR東日本さんとも協議する必要がございますので、その辺については今後JR東日本さんと協議しながら進めてまいりたいということで考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 第4次総合発展計画は、本町の将来像と将来目標を実現するための計画です。計画的なまちづくりの指針を示すべきと、しっかりと示しながらやっていただきたいと申し上げまして次に移ります。

今後、第5次総合発展計画を策定する上で、行政と町民の指針となる計画を策定するために多くの町民の意見を聞くことが重要だと考えますがいかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 第5次亶理町総合発展計画の策定に当たり、亶理町の生活環境に対する評価とまちづくり、亶理町の土地利用に関する町民の皆様のご意見・意向を把握して計画に反映させることを目的としまして本年4月に町内に居住する18歳以上の町民2,000人を対象としたアンケートを実施し、936名の方、回収率が46.8%になりますが、その方々から貴重なご回答をいただきました。

9月には第5次亶理町総合発展計画の立案・審議を行っていただくために学識経験者2名、町内の団体から38名、公募による10名の合計50名による審議会を発足し、それぞれの専門的なお立場や町民代表としてのお立場からのご意見、ご提言をいただきながら計画を策定してまいりたいと考えております。

今後も、東日本大震災からの復興をなし遂げ、人口減少問題を乗り越えられる地域の特性を生かしたまちづくりを進めるために、町からの出前講座や各種団体との意見交換、住民説明会等を通じ広く町民の皆様方のご意向を反映し、これからのビジョンをしっかりと見据え、誇りを持って次世代に引き継げる総合発展計画となるよう取り組んでまいります。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 先日、全員協議会でアンケートを実施した内容について説明をいただいております。2,000人のうち936の方に回答をいただいて46.8%の回答率ということで、その中身は60歳代が27.2%、70代が18.2%、50代が17.9%で50歳から70

歳までで63.3%を示しております。10代、20代、30代の回答は合わせて17.6%と少ないです。これから先、本当に10年の計画を立てる上で若い世代の声が互理町発展に大きくつながると考えますが、具体的にどのように取り組みますか。ご答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 今後は、今議員さんおっしゃるような若い方が17.3%ということなんでございますけれども、やはり若い方含めて幅広いご意見をいただく、特に小中学生の意見を聞くために出前講座をぜひ行いたい。そして意見交換会を開催したいと、このような予定でおります。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） そうですね。もう学校に行って出前講座をお願いしたいと思います。そしてまた、地域では1月、2月、3月は総会等いっぱい行政区で行いますので、そこにぜひ職員の方が行かれて、第5次互理町総合発展計画に向けての町民の方の意識を高揚できるような、そういう出前講座をしていただきたいと思っておりますけれども、そういう考えは持っていないでしょうか。ご答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） おっしゃるとおり、現在復旧、そして復興・再生と移行しているわけですが、今度の第5次総合発展計画についてはまさに宮城県が掲げている創造的なまちづくりという場面になってこようかと思っております。したがって、広く互理町の町民の方々、いろんな層の方々がいらっしゃいますから、いろんな年代層もそうですし、広く意見を求めましてやっていきたいとこのように思っております。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 第5次総合発展計画を立てるメンバーの方をホームページで見せていただきましたけれども、やはり年齢的にも高い方が多いのかなと思っておりますので、ぜひ若い方の声を1人でも多く反映できるような第5次総合発展計画ができればいいのかなと思っております。

前、ほっと通信町長への直通便というのも前にあったような感じがしますが、例えば広報誌に第5次総合発展計画を立てる上でこういうことについてご意見いただけませんかという、そういう項目もこれから必要かと考えますが、

いかがでしょうか。やはり、ホームページを開ける方もいますけれども、なかなかホームページまで行かない方もいらっしゃると思いますので、書くことはいっぱい書ける方もいらっしゃると思いますので、そういう部分はいかがでしょう。前、広報に10月あたりに町長に直通便というのがあったような感じがしますが、そういう企画も今後必要かと思いますが、いかがでしょうか。

議 長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それについて今現在町長と協議中でありまして、ホットメール便については前町長の施策ということでスタートしたこともありますので、今後についてはどのように町民の方から直接意見を聞くかについてホットメール便もございしますが、そのほかの施策について町長を交えて検討してまいりたいということで、今現在町長と検討中でございます。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

1 4 番（佐藤アヤ君） 第5次総合発展計画に向けて、本当に1人でも多くの町民の声を聞くという努力を行政側が一生懸命発信をしていただきたいと思います。また先日、地方創生関連法案2法案が成立しまして、市町村は27年度中に地域の特性を踏まえて5年間の計画、総合戦略というんでしょうか、策定することによって財政支援とか人的支援を受けられるという話を聞いております。これらもあわせて将来の亘理町の指針となる第5次総合発展計画の策定をと申し上げて、（2）の中学生の派遣事業に移ります。

国際交流事業として、本町では町内在住の中学2年生を対象とした中学生海外派遣事業を展開しております。26年度で19回目となりますが、今後見直しをする必要があると考えます。そこで3点についてお伺いいたします。

現在、小学校でも英語教育を行っており、中学2年生だけでなく中学1年生も対象とすべきと考えますが、いかがでしょうか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 初めに、亘理町中学生海外派遣事業のことをお話しさせていただきますと、これは外国の歴史や文化、家庭生活等を直接体験することにより国際性を養い、外国の人々と相互理解と信頼を深め、もって次世代を担う国際的感覚の豊かな人材を育成することを目的として中学2年生20名を派遣しているものでございます。

現地のプログラムは体験入学とホームステイを主としたもので、子供たちはみずから考え、行動し、研修しております。その中でコミュニケーションを図ることの難しさや大切さ、日本との違いを実感し、多様なものの見方や考えがあることを学び、自身の見聞を広め、多くの経験とともに帰国しております。

そして、佐藤議員がお話しのとおり、小学校において平成23年度から小学校五、六年生の外国語活動が必修化され、英語教育が始まりました。小学校では英語になれ親しむことを目的とした学習を行っており、英語を学ぶ下地づくりとなっております。今の中学生は小学校から英語に親しんできた子供たちではありますが、本格的な学習は中学校から始まることとなります。

以前、小学校の英語教育が開始される時期に、中学生海外派遣事業の募集要項等の決定をお願いしております中学校の校長先生を含めた互理町国際交流実行委員会において、対象学年の拡大について話し合いをいたしました。そのときは、機会を与えることは望ましいが、中学1年生で学習する段階の語学力や行動力を考えると現地での研修に対応できないのではないかとの結論になりましたが、今後の情勢を踏まえながら再度検討してまいりたいとも考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） ことしは何人の応募があつて、どのような方法で団員を決定されておりますでしょうか。まずこの点についてお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 今年度につきましては、今現在で48名の方の応募があります。決定方法につきましては今後実施する予定であります。まず応募された方から出ております作文の内容、それを実行委員の方々に審査していただきまして、そのほかにこれから予定しております面接審査、それらをあわせて総合的に実行委員会で行く方々を決定させていただくという予定でございます。以上です。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 隣の岩沼市でも中学生の派遣事業をやっております。応募資格ということで市内に在住する中学生で心身ともに健康であること、生活様式や考えの異なる人々と積極的に交流しようと努力できること、訪問後、海外での経験を多くの人に伝えられること、そしてドーバー市からの訪問団のホームステイ受け入れに協力いただけることという4つの資格があつて、団員決定のときには作文審査と面

接審査とあるんです。やはり同じですね。ただ、面接審査は人物審査と英会話審査、もう一つによって決定するというので、その結果を全員に通知するとホームページに載っております。

うちは多分作文と面接をして決定されると思いますけれども、面接審査の中に今後英会話審査という項目を入れてはいかがでしょうか。本当に、小学校、5年生、6年生から英語活動はやっておりますけれども、小学校の小さいときから英会話とかどンドン頑張っている子供さんもいらっしゃいますので、今後面接の中に英会話を入れることによって今心配されているような語学力に達していないという基準をきちっと達成して派遣するという、そのような方法を町でも決定してはいかがかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） これまで、今後もそうなんですけれども、面接審査の内容につきましては、なぜ行くのか、志望動機ですね、それから今現在の学校でのクラブ活動、そういった内容、それで今お話がありました英語力ということで、その児童の方々に英語力を一応面接の中で、そういう面接をしております。従来から英語力ということで簡単な英会話を実施しております。以上です。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 派遣事業の中で応募方法や参加負担金などについて学校等を通じて対象となるに直接お知らせしていますとあるんですけれども、私はやはり互理の広報に中学生を対象にした派遣事業を行いますと、応募資格はこのような感じだと、面接はこういう感じできちっと審査をして決定しますとまでしっかりと書いて、町の事業の一環ですので、今後子供たちが自覚を持って感謝しながら参加できるような事業を進めていく、19回目になりますので、そういう方向をきちっと決めていく必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 今、お話があった内容について今後互理町国際交流実行委員会の中で話しして検討していきたいということで考えております。以上です。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） お願いいたします。

では、（2）に移ります。この事業に参加するための個人負担を抑えるために町

の補助金を、補助率を上げる必要があると私は考えますが、この点についていかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 負担金の推移を申しますと、第1回では負担金6万6,500円で負担率は団員費用の20%となっており、その後44%まで一時上がりましたが、震災後は被災した子供たちもおりますので参加しやすい環境となるよう補助率を上げ、負担金11万円負担率38%で前年まで推移しております。今後も円相場や燃油サーチャージなどさまざまな社会情勢の影響で事業費が大幅に増減することがありますが、その都度研修内容等を見直し、費用の負担割合を極力上げることのないよう努めてまいりたいと思います。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 負担の割合は今言われたように平成9年から26年度までで一番低かったのが一番最初の19.2%、平成9年、そして負担率の一番高かったのが平成22年の44.8%ということです。本当に社会情勢とかいろんな部分で負担率を変えなくてはならないということがわかりますけれども、できれば一定の額にしてそれに合うような、例えば人数で調整するとか日にちを短くするとか、そこら辺毎年負担が変わるというのでなくてやはりある程度10万円だったら10万円、8万円だったら8万円ときちんと決めた上で、調整するのは20名と決めないで18名になったり例えば1週間、7泊8日だったのをちょっと1日早く帰ってくるなり、そういう方法で今後実施していくことも私は必要なのかなと考えますが、いかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 負担割合については、お金にかかることなのでいろんなご意見があるろうかと思います。今までもさまざまに検討を実は重ねてまいりました。先ほども国際交流実行委員会においていろんな検討も方法を含めてやっているわけですが、この割合については今後とも引き続いて、今円相場も大分安くなったりあるいは燃料オイルの価格もご案内のように暴落したり暴騰したりする状況ですから、そういった状況を踏まえながら対応していきたいと思います。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 私は9月定例会の一般質問で、子供の貧困という部分で質問させていただきました。子供の貧困は一定所得、平均所得の2分の1以下という子供さん

の世帯が、6人に1人が今貧困の状態だということを町長も答弁してくださっています。そういう状況を踏まえながら、経済的な理由で応募ができないということがないように今後取り組むというか、ここら辺も考えながらやるべきかなと思います。この点についていかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） おっしゃるとおりでございます。この件につきましても教育委員会とも当然相談しながら多くの、少なくとも参加できる機会については機会を多く与えるという方向では検討していきたいと、そのように思っております。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 海外に行くためには、負担金だけでなくパスポートの取得代とかそのほかにもたくさんのお金がかかります。次世代を担う青年を育成するという目標のためには負担を極めて、極力抑えてお願いしたいということをして、次に入ります。

国際交流の考えは派遣するだけでなく受け入れる体制づくりも必要と考えますが、いかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 受け入れ事業につきましては、平成13年9月に派遣事業で毎年訪問しているケアンズ・ステイト・ハイスクールの子供たちが来町し、ホームステイや中学校での学校生活を体験いたしました。受け入れ事業は多くの子供たちが一度に交流でき、他国の文化に触れることができるよい機会と町としても捉えております。毎年、派遣事業で訪問時に学校側へぜひ互理町へ来ていただけるようお願いしているところですが、今までの円高の関係から費用の面で実現しておりませんでした。最近の状況では、先ほど申し上げましたように円安に転じておりますので、これを機に来ていただけるよう、今後とも要望し派遣と受け入れの双方を実現できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、互理町において他国の方と交流が図れるイベントとして国際交流協会わたりと共催で毎年10月に国際交流まつりを行っております。これは小さな町で世界に出会うと題し、互理町にいながら世界を体験できる身近な国際交流の場でございます。ことしは18カ国の方が当町に集い、町民との触れ合いや交流をいたしました。一度に多数の国の人々と触れ合えるこうした機会に多くの子供たちが参加していた

だけのよう今後も周知を図ってまいりたいと、このように思っております。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 本町は、周りの市町村より中学生の派遣事業、行ったのは早く平成9年からケアンズ市と19回、18回ですかね、中学生を派遣して交流を図ってきております。今後ケアンズ市と友好都市という締結をするような考えはありませんか。そうすることによって、中学生同士の交流事業を初め文化、芸術、スポーツなどさらに本町と総合交流がしやすくなると思いますがいかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） よく言われるんですけども、身の丈に合ったという言葉がありますけれども、先日日出町と締結させていただいたところですし、外国のほうまでは隣の岩沼市もアメリカと大分前に、30年以上前にナパ市だったか、友好関係を結んで私も承知していますけれども、これは今後の課題ということで、確かにこの派遣事業も19回を迎えるわけですけども、それぞれ子供たちは素晴らしい経験をしたと思います。それぞれに役立てていると思います。そういう面ではおっしゃるとおり、外国との姉妹関係というか友好関係は必要だと私も思っておりますけれども、現段階ではちょっとまだ時期尚早かなと、今後の課題としては当然取り組んでいくべきだろうと、国際的な流れの中で亶理町も一人一人生きていくという情勢ですからそれは十分今後の課題として捉えさせていただきたいと思います。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 町長も言われましたように岩沼市ではアメリカのドーバー市と友好都市を締結しております。岩沼市は平成12年3月から中学生13名を派遣して以来、毎年派遣をドーバー市側と交流しているみたいですけども、ドーバー市からも2回岩沼市に来ていて交流を深めているという話でした。宮城県内でも美里町とか柴田町とか名取市とか、いろんなところで中学生の派遣事業等を通して友好都市の締結をしている市町村が多々ありますので、今後そこら辺もこれからの亶理、世界に開けた亶理というんですか、そういう部分で取り組んでいっていただきたいと思えます。

それで、平成13年に亶理町にケアンズから来町したとき、我が家でも2人の女の子をお預かりいたしました。本当に好き嫌いの多い子供さんたちでちょっと大変だったんですけども、近所の方が日本の和食というのを一生懸命うちにつくって持

ってきてくださって、近所の中学生の皆さんも来ていただいて、片言の英語でも通じたというので大喜びしていたのを今でもしっかり覚えております。

1人、2人が来てくれることによって多くの人に触れ合う機会になるんですね。来てくださることによって。ぜひ、派遣事業だけでなく受け入れる事業にこれから力を入れていただきたいと思いますけれども、平成13年から全然亘理町に、円高とかいろんな部分があるのかもしれませんが、今後こら辺もうちょっとやっていたと、子供さんが20名来ると全小学校・中学校に入って交流が図れるという大きな国際交流の事業につながると思いますので、この点、町長はいろんな国に行っていらっしゃると思いますけれども、亘理町から国際的な豊かな子供たちを輩出していきたいという考えをちょっとお示ししていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 先ほども申し上げましたんですけれども、私も日々の生活、世界とのつながりなしにはできないというか、言葉で言うとグローバル化という言葉になるかと思うんですけれども、そういった面でぜひ今後の課題としてできるだけ交流、来てもらうといいますか、そういった事業も早く取り組めるように努力したいと思います。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 今後、小学校でも3年生、4年生まで英語の活動が入って、5年生、6年生あたりは教科になるという、そういう方向が示されております。2020年には東京オリンピックが開催されます。本当に国際的に活躍できる人材の輩出を亘理町からどんどんつなげていければいいのかなと思います。以上で質問を終わります。

議長（安細隆之君） これをもって佐藤アヤ議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。再開は11時35分といたします。休憩。

午前11時25分 休憩

午前11時37分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、一般質問を続けます。

次に、9番。鈴木邦昭議員、登壇。

〔9番 鈴木邦昭君 登壇〕

9 番（鈴木邦昭君） 9 番、鈴木邦昭です。

通告に従いまして1項目め、防災減災対策について。2項目め、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針について、これを3点。3項目めにはピロリ菌の除菌で胃がんの撲滅について3点、この3項目質問させていただきます。

まず、1項目め、防災減災対策についてであります。今回は防災無線についてでありますけれども、この件については今までも何度か質問してまいりました。今回難聴地域だけではなく通常は聞こえて、低くは聞こえているというところがございますけれども、豪雨の激しい音で防災無線が聞こえないという町民の方の声がありました。このような豪雨によって聞こえないということに対し、本町ではどのような対策をするのか、町長の見解を伺います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 現在、防災行政無線屋外拡声子局につきましては、平成23年度から25年度までの3カ年でデジタル化の整備を終え、また難聴地域をカバーするため東日本大震災以前より18基増設し、99基で運用しているところでございます。

議員がご指摘のとおり、防災行政無線の音声については豪雨等の気象状況及び住宅の気密性により聞こえづらいという声もあることは把握しております。それを補完するために、本町では登録制の防災メールでの情報発信を初め、エリアメール、臨時災害ラジオのFMあおぞら、また宮城県総合防災情報システムに災害発生、避難所開設等の情報を入力することによりテレビ、ラジオなどのさまざまなメディアで情報が発信できる「公共情報コモンズ」の活用や、さらには町広報車や消防団による広報も実施しているところであります。

防災行政無線で住民の皆さんに全ての災害情報が伝達できればよいのですが、必ずしもそうではないことから、防災行政無線の音声聞き取りにくい場合においては、何か放送されていると認識したときは、窓をあけて内容を確認していただくとともに、テレビ等のメディアから積極的に情報を収集するよう促していきたいと思っております。

今後もさまざまな方法、手段により迅速かつ効率的に災害情報を発信してまいりたいと思っております。

議 長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） それぞれいろいろ、メールとかいっぱい発信しているようでござい

ますけれども音声が聞きづらい、窓をあけてということですからけれども、私は豪雨の場合窓をあけて、ひさしとかあればいいんですけれども、ないところは雨が入ってくるんじゃないかと思うわけであります。

やはり、豪雨でがけ崩れや危険な地域が出たという場合、防災無線で注意喚起を促すと思うんですけれども、その箇所の方々に聞こえず被害をこうむったとなった場合やはり手おくれになると、こう思うわけであります。先手先手、手を打っていきませんと町民の皆様に被害をこうむると思うわけであります。

大雨が降って、特にトタンの屋根の家ですね。こういったところが聞こえづらいのかなと思うわけであります。そういった場合、行政区長とか町内会長、そういった方々の力をおかりしながら全域アンケート調査をするという方法もいいのではないかと思うわけですが、いかがでしょうか。（「何のアンケート」の声あり）防災無線が聞こえるか聞こえないかというアンケート調査ですね。そういった方法はどうかかなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） アンケート調査については、その件についてはしておりませんが、逐次各地区の区長さんあるいは防災組織からその都度連絡をいただいております。また、個人の方からも聞こえづらいというお電話等いただきますので、その際はすぐ職員が現地に向かいまして確認をさせていただいて拡声器の方向を変えたりとか、そういうことで逐次対応させていただいている。さらに、どうしても聞こえないところがございますので、そういったところには個別受信機ということで、それを設置させていただいているご家庭もあるということがございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） やはり、ただ設置したからいいのかなというわけではなくて、聞こえづらい場所はどうすればいいかということをもう一度考えていただければと思うわけがございます。

2 項目めに入ります。避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針についての質問であります。

昨年6月21日、災害対策基本法の一部改正により新たに避難行動要支援者名簿作成、名簿情報の避難支援と関係者等への提供と、こういった規定が設けられました。

改正災害対策基本法に基づき、各市町村はそれに取り組むということになってはいますが、それでも、そこで3点伺います。

まず1点目、避難行動要支援者名簿の作成について本町の現状を伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 現状において町内に居住する要配慮者のうち、身体、知的、精神の障害者等手帳所持者の情報、介護保険法における要介護認定者の情報については福祉課において名簿作成、管理しております。具体的には、身体障害者手帳1級または2級の所持者、精神障害者保健福祉手帳1級または2級の所持者、療育手帳AまたはBの所持者及び要介護認定者で要介護3から5の方々について住所氏名、生年月日、性別、障害等の等級を明記したものを作成、管理しております。

改正された災害対策基本法において、避難行動要支援者名簿作成、名簿に記載する事項など規定されましたが、そこまでの整備には至っていないのが現状でございます。現在、6月に補正予算を計上しました「避難行動要支援者台帳管理システム」の導入を進めており、必要な情報の集約化、一元化を図り、平成26年度中に災害時避難行動要支援者台帳を整備するとともに、災害時避難行動要支援者個別計画につきましてもあわせて管理システムに情報を整備してまいり所存でございます。以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） 今後進めていくと、こういうことでございますけれども、要配慮者、こちらは福祉課で作成済みと考えてよろしいかと思っておりますけれども、今回は要配慮者でなくて要支援者、要するに避難行動要支援者のほう、配慮者のうち、災害時にみずから避難することができない、困難だという方、そういう円滑かつ迅速な避難に当たって特に支援が必要な人の名簿と、こういうことで私、今回は質問させていただきます。

今回のこの件につきましては、本当に担当課は子ども子育て支援、こういったものがあるので本当に大変なことだと思いますけれども、やはり大変とはいえども皆さんはプロなわけですからそのところはよろしくお願ひしたいと思うわけであります。

2点目に入ります。

災害対策基本法では、災害発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で地域防

災計画の定めるところにより消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他の避難支援等の実施にかかわる関係者に対し名簿情報を提供するものとするがあります。要支援者名簿は平常時から避難支援関係者に提供され、いざというとき円滑かつ迅速な避難支援に結びつくということから、市町村は避難行動要支援者の名簿情報について必要な限度で避難支援関係者に提供することが求められておりますけれども、現状を伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 現状においては、亘理地区行政事務組合と「住民基本台帳に記録された情報並びに災害時要援護者の名簿情報の提供に関する協定書」を締結しております。人命救助の迅速化、災害時の被害最小化のため、町で保有する情報を提供しております。また、平成19年8月10日付厚生労働省課長通知で民生委員、児童委員の日常的な見守り等の平常時の活動が災害時における要援護者が置かれるであろう状況や必要なニーズを把握する上で重要であることから、市町村は民生委員、児童委員に対し必要な情報を提供しとあり、民生委員、児童委員に対し必要な情報を提供しており、また自主防災組織の責任者、行政区長さんになると思っておりますけれども、要請があった場合も必要とする条件が調べば情報を提供しております。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 今回、2点目については災害発生に備えということですので、この件については災害対策基本法ではこの場合においては本人の同意が得られなければこの限りではないと、このようにも載っておりますので、町長から確認したとおりだとこのように思います。

3点目に入ります。

災害基本法では災害が発生しまたは発生するおそれがある場合、避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するため、特に必要があると認めるときは避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者、その他の者に対して名簿情報を提供することができる。この場合においては名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しないとありますが、本町としてはどのように取り組んでいきますか。伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 鈴木議員のご質問のとおり、災害が発生し、または発生するおそれ

がある場合においては、災害対策基本法第49条の11第3項により町が義務として備える災害時避難行動要支援者台帳を避難支援実施の必要な限度において情報を提供することで考えております。

また、災害発生時の迅速な避難を行う上では要支援者の個別支援計画がとても重要でありますので、その登録申請について周知を図り、登録していただくよう現在努めております。以上であります。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 今、3点ほどいろいろ答弁をいただきました。1つ確認でございませうけれども、避難行動要支援者に係る全体行動計画、これはできているのでしょうか、伺います。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 全体行動支援計画でございしますが、こちらにつきましては平成21年、総務課が担当していたときなんです、そちらの中でつくってございます。ただ、今回の地域防災計画とのすり合わせが若干必要になってきております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） これも、法律で各市町村で定めることとなっております。よその全体計画でございませうけれども、このように策定してあったのをちょっと私、見ておりました。すばらしいものができておりました。ぜひ、亘理町もこのような形でつくっていただければと思っております。

これは本当に先ほども言いましたように、担当課は大変だと思います。しかし、作成しなければいけないものですから、やはりこれは作成していただきたい。

作成条件については宮城県ではどのようになっているかということで、私は県に確認しました。県の保健福祉総務課に問い合わせまして状況を確認しましたところ、宮城県35市町村ございますけれども、そのうち作成済みが8件しかない。あとの27件はまだ作成中であるという返答をいただいていると、こういうことでした。その中には亘理町も作成中と、このように入っているかと思っております。本町でも早急の整備をお願いしたいと思うわけでございます。

特に、災害対策基本法では避難行動要支援者名簿に関する法律第49条10から第49条13までについては、公布の日から1年を超えない範囲において政令で定める日か

ら施行することとしている。このようになっておりました。先ほど、町長も49条のお話がありましたけれども、その49条の11、2点目で質問いたしましたけれども、それは何かといいますと名簿情報の利用及び提供、そして49条の12というのは何かといいますと、私が3点目で質問しました名簿情報を提供する場合における配慮、49条の13は今回は質問には出しませんでしたけれども、秘密保持義務と、こういったものがございました。1年を超えない範囲においてと、こういうことが出ておりました。

もう1年は過ぎておるわけでございますけれども、やはり要支援者の方々が安心できる体制づくり、こういったものをしていただければと、それには各民生委員さん、各行政区長さん、こういった方々のお力をかりなければいけないかなと思うわけであります。よろしくお願ひしたいと思うわけであります。

3項目めに入ります。

ピロリ菌の除菌で胃がんの撲滅をとということについて質問させていただきます。

昨年6月の一般質問で私は取り上げました。そのときは平成25年2月より慢性胃炎まで保険適用になったとこのようなことを、私は最初に話したわけですがけれども、その中で本町で実施している各種健康診査項目の中に胃がん検診とあわせてピロリ菌検診も追加したらどうかと、このように質問したわけでございますけれども、答弁では健康診査目的のピロリ菌検査は保険対象外であると、いろいろ答弁がありましたけれども、昨年6月の質問は本町で行っている各種健康診査項目の中にピロリ菌検診を追加したらどうかと、こういうことだったわけであります。

そこで1点目。

今回もピロリ菌に関して質問させていただきます。これは非常に大事なことであります。胃がんの約8割がピロリ菌感染が原因であると、今回WHOの専門機関、国際がん研究機関が報告書で発表されました。本町でも胃がんの死亡率が非常に高い位置にあります。町民を対象に実施しております各種検査項目にピロリ菌検診を追加すべきと考えられますが、町長の見解を伺います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 胃がんは喫煙やストレス等の生活習慣や塩分の過剰摂取等の食生活及び遺伝、そして議員さんのご質問のあったヘリコバクター・ピロリ菌の持続感染など複数のリスクが重なって発症すると言われております。そのようなことから、

ピロリ菌を除菌することは胃がんの発症リスクを少なくすることにはつながると思いますが、胃がんが発症しなくなるというものではありません。

また、胃がん検診を初め各種の健診・検査は国の指針により実施しておりますし、現在国においては胃がんの検診方法のあり方などについて検討が重ねられておりますので、ピロリ菌検査が検診項目として認められるか、その動向を注視してまいりたいと考えております。

なお、全国の市町村の中では市町村単独事業として検査を実施しているところもありますが、リスク回避を図るための事業が町助成事業としてよいのか、他のがん発症予防との整合性も踏まえ今後の検討とさせていただきたいと思っております。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 専門機関の報告書ではピロリ菌の除菌で胃がんの発生を3割から4割減らせると、このように報告されているわけでありまして。除菌による胃がん予防対策を検討するように求めたという新聞には載っておりましたけれども、ピロリ菌が胃がんの主要な原因だと認めたのは初めてだとも、このようにも掲載されておりました。

検査も簡単なわけです。まず、抗体測定といいまして尿を採取する方法。それから尿素呼気試験、これは検査用の薬を飲んで一定時間の経過後、呼気を調べる。私もこれはしました。それから便中抗原測定といって便を採取する方法と、このようにあるわけですがけれども、先ほど町長が言われましたように、各市町村単独で実施しているところがあるという答弁がありましたけれども、ピロリ菌の検診費用を助成して無料とか一部負担している市町村があるわけですから、何とか本町でも考えていくべきではないかと、このように私は考えるわけでありまして。

昨年3月、第2次健康わたり21という小冊子、これも昨年6月話しましたけれども、これをいただいて亘理町のがん死亡率、どうであったかということをお話ししました。平成18年から平成22年の5年間で胃がんは2番目で33名の方が亡くなっていたということでありまして。そして、本町でのがん発見者数、これは胃がんと肺がんがやはり多かったわけですがけれども、その中で平成20年から23年を調べますと胃がんが31人、肺がんが12人と、このように出ておりました。このように胃がんが多いわけでありまして。この中にはやはりピロリ菌に侵された方もいらっしゃるのではないかと思うわけでありまして。

そういう意味におきましても、本町でもピロリ菌除菌を行うということで胃がん撲滅に向けて大きく進んで、本町での胃がん患者ゼロとはいかないでしょうけれども、本当に少なくなっていくのではないかと、このように思いますけれども、どのように考えますか。伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 先ほどもお答えしたわけでございますけれども、現在国の指針によってやっているということと、他のがん発症予防との整合性、この辺も踏まえまして、先ほども申し上げたけれども検討事項とさせていただきたいと、このように思います。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 検討事項ということですので、おいおいこれも確認しながらいきたいと、このように思います。

続きまして、2点目に入ります。

本町の中学生を中心にピロリ菌の講習を開催してはいかがでしょうか。伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 各中学校では健康な生活と疾病予防について学習指導要領に基づいて指導を行っており、保健分野で感染症対策の授業も行っております。その授業の中ではがんについては触れられていないので、ピロリ菌の講習を含めてがんの学習をすれば現在の授業時のカリキュラムの中で特別授業、または講習会を開催することは授業時数の確保を考えますと難しいものかなと考えております。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 生徒の中にはピロリ菌ということがまだ、知らない方がいないということは先ほど町長が講習しているということだったのでいないと思いますけれども、このピロリ菌というのを知ったのはまだ新しいんですね、発見されたのが。1983年、昭和58年でございますけれどもオーストラリアの医師によって発見されたようでございますけれども、何でも溶かす強力な胃液が胃の中に満ちていると、いかなる細菌も生息できないと言われてきたわけですがけれども、このようなピロリ菌というものが発見されたわけでありまして。

そこで3点目に入りますけれども、若い世代から胃がんリスクを減らすことで本町の中学校の健康診断に尿検査項目があると私は聞いておりますが、生徒に対し本

町独自のピロリ菌抗体検査をすることに対するの考えについて伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 現在、中学校で実施している健康診断の中の尿検査は、たんぱくと糖について学校保健安全法にのっとり適正に実施しておりますので、ピロリ菌抗体検査につきましては今後の国の動向を注視しながら対応してまいりたいと考えております。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 先ほどから町長は国の動向と言っておりますけれども、やはりこれは互理町独自でやっていくことも大事ではないかと、私はこう思うわけでありまして。

この検査でございますけれども、本年8月岡山県真庭市というところでございますけれども、中学2年、3年を対象に無料感染検査、全国で初めて実施したということが載っております。兵庫県篠山市というところでは胃がんの発症リスク軽減が目的で10月か11月ころということで案内状を出しているようでしたので、それはもう終わっているかなと思いますけれども、ここでは希望者だけ、中学生希望者だけピロリ菌の検査をするということがありました。

中学生ですからいろいろ問題が出てくると思います。結果はやはり、もしやる場合本人に渡すのではなくて、家庭に送付するのがよろしいのかなと思うわけでありまして。やはり、対処を誤りますといじめ問題ということがございますので、本人に渡す、本人同士でお前はどうか、俺はピロリ菌だよということに対していじめというのがまた発症するんじゃないかと。私はそこのところを危惧するわけでありましてけれども、ぜひ子供だからといって安心しないで、大人から移るわけですから、そういう形で日本人が一番多いと言われておりますので、ぜひ中学生あたりからそういう形で若い世代から胃がんリスクを減らすという考えで実施するという事で本町の生徒も安心するのではないかなと、このように思うわけでありまして。

それによって教員の先生方もいろいろとピロリ菌というものの怖さというのは知ってくると思うんですね。ですから、先生方もまだピロリ菌検査をされていない方もいらっしゃるかもしれませんが、やはり意外とここにいる方は皆さん、前回の9月も言いましたけれども、この中にいる方も胃の中に飼っている方がいらっしゃると思いますよ。そういった形でぜひこういった検査をしていただければと、こう思うわけでありまして。

以上で質問を終わります。以上です。

議長（安細隆之君） これをもって、鈴木邦昭議員の質問を終結いたします。

この際、昼食のため暫時休憩いたします。再開は1時10分といたします。休憩。

午後 0時08分 休憩

午後 1時05分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を進めます。

一般質問を続けます。

次に、12番。高野 進議員、登壇。

〔12番 高野 進 君 登壇〕

12番（高野 進君） 12番、高野 進でございます。

2つ質問をいたします。海手方面と山の手方面になりますが、まず海の手方面から。

1つ目。津波浸水区域の草刈り（除草）についてであります。

津波浸水区域の土地には雑草が繁茂し、枯草への着火による火災のおそれや害虫、蚊やハエの発生が懸念されます。セイタカアワダチソウというんですかね、非常に高い草が生えております。さらに、景観も損なわれます。きのう、ちょっと見てきましたけれども、荒浜のほうは荒涼たるありさまであります。

特に、ことしの夏に患者が発生しましたデング熱を媒介するヒトスジシマカなどの蚊の発生を未然に防止することが重要であると考えます。感染者は東京を中心に北海道や青森県にも及んでいます。このヒトスジシマカ、この蚊の北限は岩手県へ拡大しております。また、毒性のあるセアカゴケグモが10月25日名取市で発生が確認されています。これら蚊やハエなどの害虫の発生を防止するためには、発生源である湿地や雨水排水溝などの水たまりの雑草の除去をする必要があると考えます。

質問の目的は、火災防止、蚊やハエなどの害虫発生防止、環境保全、景観の保持であります。そこで、2点質問をいたします。

1点目。津波浸水区域の草刈り、除草が必要と思うが対策を伺います。ご答弁願います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 津波浸水区域の草刈りに係るご質問のただいまの1点目と2点目は関連いたしますので、一括して回答させていただきます。

土地の雑草除去等の適正管理については亙理町みんなできれいな町にする条例に規定されておりますように、津波浸水区域に限らず土地の所有者にはその責務として所有地の草刈り及び清掃などの適正管理に努めていただいているところであります。

ご質問の津波浸水区域の草刈り（除草）については、防災集団移転用地等により町が取得した土地を含め、町有地については町が適正な管理を行っております。また、私有地については土地所有者またはその管理者に適正な管理をお願いしているところであります。しかしながら、適正管理がなされず雑草繁茂に係る苦情や相談件数は毎年増加傾向にあることも事実であります。

私有地については、所有者に管理義務があることや財産権など行政側が私有地の草刈りをするにはさまざまな問題があることから、所有者側で草刈り等の管理をしていただくことが基本となります。私有地の雑草繁茂に係る苦情や相談があった場合、現地確認の上、所有者を調査し、亙理町みんなできれいな町にする条例第10条に基づき文書により通知し、所有者に対して適正管理の要請を行っております。

また、通知を受けた所有者等が直接除草等をできない場合などに配慮し、除草の委託先として亙理町シルバー人材センターの連絡先も付記し対応したところ、実際にシルバー人材センターに委託して草刈り等を実施した方も多くいらっしゃると思っております。

現在、雑草の刈り取り等、土地の適正管理に係る呼びかけについては、津波浸水区域に限らず町ホームページに掲載し、所有地の適正管理に係る周知を図っているところではございますが、今後とも雑草繁茂に係る相談が多くなる時期である初夏と秋口には町広報誌等による周知もあわせるなど、呼びかけ強化をしていきたいと考えております。

なお、農地における雑草繁茂についても津波浸水区域に限らず農業委員会における指導もあわせて行われているところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 一括してのご回答をいただきましたが、私なりに整理して発言を続けます。

まず、1点目は先ほど申し述べましたように津波浸水区域の草刈りが必要と思うのが対策を伺いますということ。

2点目、続けます。亙理町みんなできれいな町にする条例に基づいて津波浸水区域の宅地、宅地といっても空き地になります、宅地及び農地の草刈りを所有者に呼びかけてはどうかというのが2点目の質問になります。

ただいま町長が一括答弁したこと、メモしながら進めているわけですが、土地の所有者に適正管理をお願いしているという、それと適正管理の要請を行っているということですが、現にそのようにしていたとしても雑草が繁茂しているのは事実であります。そこで、これだけでは進まないのではないかと思いますので、私なりに亙理町みんなできれいな町にする条例を読み上げます。簡単にいきます。

第6条所有者の責務。生活環境を保持するため云々とありまして、所有者は管理に努めなければならない、これは努力規定であります。罰則ではありません。それと、町長が今申された適正管理の要請を行っているということですが、同じ第6条、所有者には助言、指導だけとなっております。協力しなければならないと。第10条を申し上げますと指導及び助言であります。雑草の繁茂を防止するように指導及び助言することができます。そこまでやっているかどうか伺います。要請している、お願いしているじゃなくて次には指導、助言、どのようにしているか伺います。

議長（安細隆之君） 町民生活課長。

町民生活課長（牛坂昌浩君） ただいまのご質問でございますけれども、亙理町みんなできれいな町にする条例第2条につきましては、雑草の繁茂ということで規定しております。第7号になります。この件につきましては雑草の繁茂、近隣の生活環境を著しく損なう原因となる状態ということで、まず雑草の繁茂が広い生活環境に悪影響を及ぼす場合、これにつきましては各行政区長並びに直接は住民の方々から相談または苦情を受け付けております。

その際につきましては、こちらのほうで町長が答弁しましたように現地を確認しまして近隣住民の方のお話を伺いまして、各所有者に指導、要請という形で雑草繁茂につきまして通知しております。その中身につきましては、何月何日まで刈り取ってください。あとは何日ぐらいまで町に連絡してくださいということで要請通知をしている状況でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

1 2 番（高野 進君） それでも、雑草が繁茂しているのであります。ここまですはまだ進んでおりません。次に、第11条勧告及び措置命令、勧告しているかどうか。どのような措置をとれと言っているか。それについてお伺いいたします。次のステップになっています。

議 長（安細隆之君） 町民生活課長。

町民生活課長（牛坂昌浩君） お答えします。

第11条勧告及び措置命令につきましては、第4条第1項、または同条第3項、または第5条第4項の規定に違反しているものと認められるということで、雑草繁茂につきましては勧告及び措置命令につきましては該当しないということで考えております。

議 長（安細隆之君） 高野 進議員。

1 2 番（高野 進君） そうすると、このまま放置する、それしかないということになりますか。公表するという形、その次にいくわけですけれども、そうしなければ今の助言するあるいは要請する、ここで終わりですね。公表するまでいくべきじゃないかと私は思うんですが。

議 長（安細隆之君） 町民生活課長。

町民生活課長（牛坂昌浩君） 先ほど町長が答弁しましたとおり、私有地については所有者または管理者の責務において管理していただいているところでございます。現行の条例につきましては、あくまでも第10条の指導及び助言ということで公表、代執行等ございますが、それにつきましては条例で制度化しない限りはすることができませんので、現行のところは所有者にお任せしているような形になっております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 高野 進議員。

1 2 番（高野 進君） 話の筋はわかりました。条例に不適切というか、不適切という言葉はだめですね。今までこれしかできないんだ、新しく変更するか。そういうことのお考え方はございますか。それともこれ以上進まなければ今のまま、雑草生えたままでございますが、いかがでしょうか。方向づけだけでも示していただきたいと思えます。

議 長（安細隆之君） 町民生活課長。

町民生活課長（牛坂昌浩君） お答えいたします。

現行の条例の規定上は公表もしくは代執行等できないことになっております。ただし、11月末に国会で空き家等対策の推進に関する特別措置法案が可決成立しております。これにつきましては、政令で3カ月、6カ月後に施行になりますけれども、その中には空き地の雑草含まれると思いますが、代執行とか過料とか、そういう制度が盛り込まれております。中身につきましては今後国土交通省で基準等精査しまして、県、市町村通じて公表されるようになっております。それにつきましては町でも行動計画書を策定するようになりますので、それらの推移を見守りまして今後検討していきたいと考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） たしかに、条例に不都合があれば修正変更すればいいと私は考えます。今の答弁で是としますけれども、当面の問題、私の考え方はこうします。

条例改正等しなければ、今後このまま放置されたままという形になるわけですね。そこでいわゆる統一行動日を設けて、所有者に。期間を定めて例えば今すぐでなくてもいいんですが、12月10日から20日ということで統一行動日を設けて、従来は7月初め町内一斉清掃がございますが、該当地域だけでも年に2回ぐらい当面の枯草あるわけですから、3月まででもいいですが、統一行動日を設けて該当地区は当面年2回ぐらいやっただけかということです。どうでしょう。お答えいただきたいと思えます。

議長（安細隆之君） 町民生活課長。

町民生活課長（牛坂昌浩君） 平成25年度から一斉清掃を実践しているわけでございますけれども、まだ荒浜地区、吉田地区につきましては復旧復興ということでごみの関係の収集だけを行っております。雑草繁茂につきましては、今のところ先ほど申し上げましたとおり、所有者の責任において管理していただきたいということで一斉の草刈り等につきましては事故等の懸念もございますので、今のところは考えておりません。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 手をこまねくばかりで傍観だけということで停止している状況と感じました。亘理町みんなできれいな町にする条例の中に、環境美化推進員の方々に協力を求めることができると第9条で明記されております。この環境美化推進員の方々にお集まりいただいて知恵を出していただくとか、そういう考えはございませ

んか。そうでないとそのまま放置したまま推移していくということになりますが、いかがでしょうか。これは条例に基づいて書いてあるわけですからご答弁願います。

議長（安細隆之君） 町民生活課長。

町民生活課長（牛坂昌浩君） 環境美化推進員につきましては、任期3年ということで委嘱して活動していただいています。主なものにつきましては環境関係の啓発とかに尽力いただいておりますけれども、主にそれから雑草とか環境の周辺の情報をいただくような形でそういう相談が、報告等がありましたらこちらで所有者に通知をして指導するような形になっておりますので、直接環境美化推進員にお願いするということは考えておりません。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 環境美化推進員の方々にお集まりいただいて知恵をもらったらいかがですかという質問だったんですが、なかなか一步踏み込んでおりません。ここまでののかなと思います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） ただいま、なかなかご納得いかないようなんですけれども、答えで申し上げましたように土地の管理義務あるいは財産権、それから上位法もありますから、先ほど町民課長も言いましたように上位法の推移を見ながら町としても適切に考慮していきたいとこのように思っています。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 私は、前提にあるのが、このまま放置できないだろうということで申し上げます。そこで、環境美化推進員の方々はこれはもういいでしょう。

例えば、ボランティアの方々、来年3月過ぎますともう4年に入ります。学生ですと春休み。当時の大学1年生ですと今回4年生です。被災地を見てみたいという方がいないわけではないと私は聞いております。ボランティアの方々、今来ている。ストックをして、そして春休み、いつからいつまでお手伝いできませんかということでできないものですかね。私有地といいながらいかなものでしょう。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 先ほども申し上げたように、私有地、財産権の問題がありますから、これは行政側の立場から直接いろいろと立ち入ることは問題点が出ようと思いますから、議員さんおっしゃるようないろんな知恵を絞ってこれから対応していきたい

と思います。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 私も知恵を出したつもりなんですが、スピーディーにひとつ、草は生えていくんですよ。そしていずれ枯れるんですね。火つけたら終わりです。それだけ申し述べておきますが、先ほどあった農地について農業委員会か何かの方、指導しているやに、違ったら言ってください。どういうことをやっているか。

議長（安細隆之君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（菊地和彦君） 農業委員会では、そういう情報が入りましたら現地を確認して所有者に文書で通知をしております。また、農業委員さんにも農地パトロールというのをやってもらっています。通年やってもらっているんですが、特に11月12月はパトロール期間ということで、図面を持って現地を確認してもらって、荒れているところがあれば所有者に農業委員さんから指導してもらうようにしております。以上です。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） さっきの宅地と同じように指導というか要請しているという程度でそこで終わりですね。

議長（安細隆之君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（菊地和彦君） 除草していただくようお願いして除草していただいております。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） していただいているのもあるし、そうでない、放置されているのもあるというのは事実だと思います。

これ以上言っても仕方ないんですが、次に移ります。

次は反転して海の手から山の手の問題に入ります。

イノシシの駆除対策であります。私はこれについて切り口は違うんですけども、二、三度質問しておりますので、今回はイノシシの、同じようなことですが、切り口をちがえて質問いたします。

まず、イノシシによって農作物が食い荒らされ、栽培農家は深刻な状況にあります。また、民家周辺にも出没して非常に危険です。亘理町でいえば西部丘陵、鍋倉とか割山、神宮寺、それから大畑浜の上のほうですか。南長瀬とか旭台、あっちの

ほうまで、民家周辺にも出没して非常に危険です。現に、割山、愛宕前から角田に抜ける県道で交通事故というかどっちが被害者か、イノシシが転んでいたのもあります。写真、持っていますけれども、これ後ほど。危険だということ。

それと生息数が増加している中で有害鳥獣駆除隊員の高齢化により駆除を担う人材、人員としてもいいでしょう、後継者の不足が課題となっています。まず、現状を申し述べます。

生息数の増加であります、駆除捕獲頭数の増加から推計していきますけれども、平成23年度49頭、これは個体数調整と捕獲した数字の合計であります。24年度、震災の年ですが、68頭、昨年度170頭であります。生息数は亶理町の猟友会によれば捕獲数の3倍と言われております。ということは、平成25年度170頭捕獲したわけですが、3倍、約500頭以上生息しております。亶理郡全体でいきますと約1,300頭が生息していると言われております。それほどふえていることを申し述べておきます。

なお、御存じのようにイノシシは繁殖力が旺盛です。イノシシを解体するとメスの成獣の中に5頭のうち4頭の中には四、五頭の胎児をはらんでいると言われております。今後ますます生息数が増加すると予測されます。

問題は有害鳥獣駆除隊員の高齢化と後継者不足であります。この数字を申し上げますと、平成26年度亶理町では銃が18人、わなが2人、合計20名であります。高齢化でいきますと、平均年齢は66歳であります。亶理郡全体でいきますと銃とわな、重複しますが平成23年度は72人ですが、今年度51人であります。21人ほど減っております。高齢化もあり、隊員の高齢化と後継者不足ということの現状を申し上げます。

そこで、2点質問を申し上げます。1点目。有害鳥獣駆除隊員不足にどのような対策を今までとってきたのか。これからどうするのか対策を伺います。ご答弁願います。

議長（安細隆之君） 高野 進議員に申し上げます。答弁は一括して答弁するということで通知をしていますので、まとめて質問をするようお願いいたします。高野 進議員。

12番（高野 進君） 続けていきます。いいかな。

議長（安細隆之君） どうぞ。

12番（高野 進君） 今回整理しながら一問一答したかったんですが、議長のあれでやむを得ません。

2点目。猟免許取得に要する受験のための講習会並びに受験料を町で負担してはどうかということでございます。私の調べではこの受験、受講料1万200円であります。どんどんいきます。角田市、丸森町、岩沼市、名取市では行政当局で負担しているやに伺っております。まずこの2点。まとめて質問いたしました。ご答弁願います。

議長（安細隆之君） 3点目も続けて質問を行ってください。

12番（高野 進君） ということで、3点目に入ります。

捕獲者、イノシシ取った人、インセンティブ、奨励金、これを今までだと3,000円と伺っていますが、増額してはいかがですか。以上3点まとめて質問いたします。ご答弁願います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 1点目の質問で対策をとっていたか。またその対策ということで（2）（3）ということで、一括答弁ということで、議会に申し入れております。どうぞ申し添えておきます。

全ての質問に関連がありますので、一括して回答させていただきます。

有害鳥獣駆除隊員不足の対策として過去に何度か西部丘陵地域の行政区に対し人材を募集してまいりました。そのときには、有害鳥獣駆除事業の実施主体であります亘理町総合農政企画推進協議会から狩猟免許取得に要する受験のための講習会の受講料並びに受験料の半分程度を助成しており、6名が新規で狩猟免許を取得いたしました。ただし、猟友会の経費の関係で、3年後の狩猟免許更新の際には更新せずに定着しなかった経緯があります。今後は、イノシシの生息数が増加の一途をたどっていることでもありますので、新規狩猟免許取得者と猟友会との新たな関係を模索しながら狩猟免許取得等の経費の負担軽減も考慮に入れて、今まで以上に地元農業者の方を中心に人材募集を図ってまいります。

また、現在イノシシ捕獲報償金は有害鳥獣駆除事業の実施主体であります亘理町総合農政企画推進協議会が狩猟期間中に実施しておりますが、イノシシの捕獲数を拡大させるよう近隣市町村と歩調を合わせ、新規の補助事業を組み合わせながら現在の報償金1頭3,000円からの引き上げについて、現在内部で検討しているところでござ

います。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

1 2 番（高野 進君） 私なりに整理がつかないんですが、順序が違っているかもしれません。定着しない理由は猟友会の方々の経費が、経費の関係ということで申されたと思うんです。猟友会の方々のかかっている経費、ちなみに申し上げますと年間猟銃の方、狩猟者登録税、入猟税、県手数料等含めまして1人当たり4万6,800円、これがかかっております。これが一つ、経費の関係。

それと猟に行きますと当然ガソリン代がかかります。例えば1日に15キロ走ったとして150円から160円、ガソリン、160で掛けますと2,400円、1日。60日ですと12万円、50日以上行っていると思いますが、先ほどの4万円何がしにすると大体15万円超えますね。それで経費がかかり過ぎて後継者が不足しているのかなと思うわけなんです、そういうことでこれを考えていくということでもよろしくお願ひしたい。ご答弁お願ひします。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） まずもって人材不足の件につきましては、議員のおっしゃるとおり以前に実施しておりました狩猟免許取得費の受講料の助成、そういったものも来年度以降考慮いたしまして人材の募集を図っていきたいと思います。

そしてまた、有害鳥獣駆除及びイノシシの個体調整事業に関しましては宮城県猟友会互理支部に年間を通じまして委託をしております。また、その委託料の額につきましては人件費の高騰もございまして、またその狩猟期間、11月15日から翌年3月までの狩猟期間の捕獲報償金につきましても町長が述べたように現時点では3,000円でございますが、それも近隣市町の事業内容も参考にいたしまして引き上げと内部で今検討しているところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

1 2 番（高野 進君） 3,000円の件なんですが、検討していると。実は私、昨年9月決算審査特別委員会で発言しております。丸森町では1頭8,000円だが、当町では報償金として3,000円と少ない。山元町では5,000円とかで、答えとして26年度、今でございます。総合農政推進協議会で、総合農政企画推進協議会であると思います。国からの交付金1頭成獣で8,000円、幼獣で1,000円をいただく計画と言われておりますが、この問題とさっきの来年度からなのか3,000円、検討するのは、今なのか。

今狩猟期間に入っていますね11月15日から。今なのか。さっきのやついただく計画、これ、9月、今始まっているんですが、どのように解釈したらいいのか、やはり来年からになりますか。お答えいただきたいと思います。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） イノシシ駆除につきましては、亶理町総合農政企画推進協議会の中の予算の範囲内でやっておる事業でございます。その予算につきましては、およそ200万円のうちでイノシシと鳥類関係に係る費用がその半分の93万円ぐらいかかっているということもございまして、今年度につきましては予算等もございませんので次年度からということで今検討しているわけでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 当初申し述べればよかったんですが、一括答弁でした。実は、宮城県猟友会からのお知らせ、先月だと思えます。報償金は1頭当たり5,000円とし、4月に一括支払いを持つ。

今の期間のことでないかと思うんですが、この辺、資料について確認していますか。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） 申しわけございません。私、ちょっと確認をしておりません。申しわけございません。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 再度申し上げます。宮城県猟友会からのお知らせ、11月。3月25日まで1頭当たり報償金は5,000円ということで来ています。今まで3,000円、5,000円加えますと今年度8,000円と捉えてよろしゅうございますか。どうでしょう。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） 今の考えているのは現在山元町は5,000円ということでわかってございます。それで、亶理町の場合は今まで猟友会亶理支部さんといろいろ協議をした中でその捕獲報償金と年間を通じた委託料を決めてまいったわけでございます。昨今、イノシシもふえているということもございまして、また人件費、それからいろんなものが高騰しているということで来年度から3,000円から、私個人なんですけれども、山元町と同額くらいの額にしたいということで考えてございます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） イノシシ1頭5,000円にしたいとか、それから経費がかかっているのの後継者も不足している。これらについては来年度予算で対応していくと捉えま
す。

後で結構なんです、県猟友会、5,000円、書類来ているんです。確認した上で、
後で結構ですから、従来亘理町では3,000円払っているの。これに5,000円足して
8,000円なのか、それとも亘理では払いませんよというのか、それははっきり返事
ください。よろしくお願いします。以上で私の質問を終わります。

議長（安細隆之君） これをもって高野 進議員の質問を終結いたします。

次に、15番、高橋 晃議員、登壇。

〔15番 高橋 晃 君 登壇〕

15番（高橋 晃君） 15番、高橋 晃です。

私からは2問ご質問いたします。第1問について4点、第2問について3点ご質
問いたします。

ではまず、第1問ですが、還付加算金の計算の起算日に関する地方税法の解釈の
誤りが原因で還付加算金の未払いが生じている件についてお伺いいたします。

1点目ですが、亘理町固定資産税等返還金支払要綱を今回の還付加算金の事例に
も適用していただけないかという点、ご答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 亘理町固定資産税等返還金支払要綱につきましては、固定資産税、
都市計画税及び国民健康保険税の過誤納金還付請求権が地方税法の5年の時効によ
り消滅することから、還付不能となる税の相当額が生じた場合に還付不能金及び利
息相当額を返還金として支払うものであり、5年を超す返還金の法的位置づけにつ
いては地方自治法第232条の2 寄附及び補助の規定に基づいておりますので、今回
の還付加算金の事例に適用することはできないものです。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） 今のご回答を総合しますと、まず固定資産税等3種類の税について
は今回の亘理町の要綱に基づいてできるのかと思うんですが、そう考えますと要綱
に記載されている3つの税については要するに消滅時効が10年を超えても資料があ

れば認めていただけるということに対して、ほかの税収については5年で時効にかかってしまう、消えてしまうということになるかと思えます。

この2つ、税収としてそんなに大きな差があると思いませんし、実際今町長からご答弁いただいた亙理町の返還金等の要綱によりますと目的は納税者の不利益を補填し税務行政に対する信頼を確保するとあります。そうしますとやはりこういった税によって差が出るというのはちょっと納得が、均衡を失するんじゃないかという思いがあるんですが、この2つで差が生じる根拠というのはどのようなことになるのでしょうか。ご答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 税務課長。

税務課長（佐藤邦彦君） この要綱につきましては、地方税法の規定を超えて今議員がお話しなされたとおり、納税者の方々の不利益を補填するという目的で制定されました。しかしながら、この目的につきましては事情背景がございまして、それはどういうことかと申しますとバブル期のピークのころの話になりますけれども、地価がどんどん高騰していきました。それに伴いまして税負担も高まっていったと、そしてそのころに関東、関西の市で固定資産税に関する課税誤りについて裁判が提起された。その提起に基づいて、下級審でございまして、判例がどんどん確定していったわけなんです。

未曾有のバブル期のことでございまして、そのようなことが全国の自治体に波及していきまして危機感を持ったということから、5年間を超えた10年までの返還できない部分について対応する動きが出てまいりました。それがこの返還要綱ということでございまして、動機づけといたしましては各裁判事例に照らし合わせて判断するという設定しておりますので、還付加算金ということには当てはまらないということで先ほど町長が申したとおりでございます。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） 今ご答弁いただいたように、時代背景はこちらでも把握しております、やはり裁判の事例などが重なってきたこともあってこういった要綱をつくって対応する。宮城県ですと、仙台市が最初につくったと記憶しているんですが、それを各自治体が倣った形で整えていったという経緯があったと記憶しております。

実際、こちらの要綱を当時つくった職員の方にも伺ったところ、確かに特例という形で書いてあるように3つの税の収入が書かれてあるんですが、やはりできるだ

け広めてこういうものを返還していきたいという話し合いの討論の中であったそう
でして、広めてやっていこうということが当時から議論されていたようです。

そういった意味で、私は当時の趣旨も考えますと3種類特例といいましても当然
当てはめていい事例ではないかという思いで質問させていただいたんですが、さら
にこの点いかがでしょうか。

議 長（安細隆之君） 税務課長。

税務課長（佐藤邦彦君） 今、議員がご指摘がありましたことについては、過去に議論があ
ったということを私どもも承知しておりますが、片や税法をある意味軽んじる、潜
脱してしまうということが当然ございまして、私どもにつきましては税法に基づい
て適正に課税していくということが本務でございまして、この要綱を適用する際
については、まず慎重に行うという、そして過去の事例等に照らし合わせながら判
断していくということで考えております。

議 長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） 今ご答弁いただいたように、確かに自治体によっても規定の仕方も
違っておりますし、税制も頻繁に改正等あるかと思っておりますので、まだまだ議論する
余地はあると思っておりますので、引き続きこういった点、ぜひ検討していただいて、で
きるだけ住民の方には返還していただく金額多いほうが、きちんと返していただい
たほうが住民にとってもありがたいと思っておりますので、そういう方向も踏まえて検討
いただければと思います。

続きまして、2点目に移ります。

関連する質問なんですが、先ほどご答弁いただいたように各地で制定当時にいろ
んな判例が重ねられていたということもあるんですが、地方レベルの判例でして、
私が2点目で記載しておりますのが、平成22年6月3日に最高裁判所第1小法廷に
おきまして過失による固定資産税の課税誤りの事例において、地方税法の5年とい
う消滅時効ではなくて国家賠償法による20年の消滅時効を容認するという判決が下
されております。つまり、先ほどのような地方の事例もあったんですが、最高裁が
権威というんですか、こういったものにはかなわないものですから、こういう判決
が待たれていたわけですね。

ということで、22年、ちょうど4年ぐらい前にこういう判決が出ているんですが、
このことを踏まえて何か町で対応を行うのかということについて伺います。よろし

くお願いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） この裁判は冷凍用倉庫を一般用倉庫として過大に価格評価を誤っていた事例だと思います。第1審、第2審とも原告が敗訴し、上告に至ったもので最高裁判所第1小法廷判決は固定資産税評価審査委員会に審査申出が可能な事項について係争が限定されていることが国家賠償責任を否定する根拠にならず、また違法な行政処分を理由として国家賠償請求を行うに当たり、あらかじめその決定に対する取り消しの訴えを経るまでもなく国家賠償請求が可能であると判示の上、高等裁判所に差し戻され、その後和解が成立した事案と承知しております。

しかしながら、この裁判結果をもって法律の解釈や適用条項の誤りが全て国家賠償法に基づく賠償責任と認定されるものとは限らず、最高裁判例においても国家賠償法に基づく賠償責任が否定された例もあります。

今回の還付加算金についての法解釈誤りが国家賠償法上の賠償責任と直結するものではなく、一般的には国家賠償法の規定の適用はないものとされています。また、同様の判例がないことから、地方税法の規定に基づき適正に処理すべきであると考えておりますので、本町といたしましては今後の対応を行う予定はありません。

なお、このことについては県内の市町村においても同様の対応と伺っております。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） 町長のご答弁のとおりでして、まず実際詳しい今回の事例に当てはめられるという判決が最高裁にないというのはそのとおりだと思います。それを埋める形で学説なども形成されておまして、中にはこれにこういった今回の事例のようなものも含めてできるのではないかという見解もあるというのが現状です。もちろん反対だという方もいるかと思いますが。

こういった中で、やはり固定的に5年で消滅してしまうということで、それで終わってしまうかもしれませんが、やはりこれもこれとして20年という規定が示されたわけですから、こういった事項も含めてきちんと検討いただいてやはり住民の意向に資するような形で生かしていただければという思いであります。

それで2点目の追加といいますか、ご提案なんですけれども、亘理町固定資産税等返還金支払要綱第5条に消滅時効に関する規定がございまして、その内容を読ませていただきますと還付不能金の返還は遡及期間を10年間とする。ただし、これよ

り前の還付不能金のうち納税者が所持する資料によってその額を算定できるものについてはその返還を行うことができると記載されています。

それから、このホームページ上でこの下に続けて互理町固定資産税等返還金支払事務取扱要領というのが続いておりまして、4というんですか、4条なんですかね、返還金対象期間というところがあります。そこで先ほどと違う文章となっているのが、返還対象者が所持する資料等、資料のほかにも認められる等という文字が入っているんですね。

これ、私なりに解釈すると恐らく納税者が所持する資料がある場合には算定するんでしょうが、行政の側でその資料が残っている場合、当然認めてあげていいのではないのかなと思うんですが、その辺条項をつけ加えるということのお考えありませんでしょうか。ご答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 税務課長。

税務課長（佐藤邦彦君） 返還期間は5年を超えて10年までということで規定はされておりますが、納税通知を送る場合は課税明細書、そのほかに固定資産の場合はどのような課税をするかという固定資産の明細をつけることが義務づけられています。ただ、この義務づけられた文書については平成の早い段階から私ども送られておりますが、それ以前には課税通知の中の明細ということになりますので、そのどちらかである分に限って10年を超した分については適用させていただくということでございまして、等というのはその2つの意味があります。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） といいますと、資料庫の資料も勘案していただけると把握してよろしいんですか。

議長（安細隆之君） 税務課長。

税務課長（佐藤邦彦君） もう一度お願いします。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） 町で保存している資料も残っている分については勘案していただくと考えてよろしいんでしょうか。

議長（安細隆之君） 税務課長。

税務課長（佐藤邦彦君） そのとおりでございまして課税台帳については10年間保管いたしております。

議 長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） 例えばの例なんですけれども、例えば三重県四日市市で同じような要綱を定めているんですが、こちらではきちんと内容を文書の中に、市が保存する関係書類、返還対象者が所持する領収書その他課税または納付を証明する書類により算定可能な額と明記されているものもあるんですが、亶理町ではこういった明記の必要はないとお考えでしょうか。

議 長（安細隆之君） 税務課長。

税務課長（佐藤邦彦君） この設定要綱につきましては、民法の賠償期間を準用していると思われませんが、そこで亶理町の固定資産の課税台帳の保管期限が10年ということでその10年間という設定をしております。しかしながら、10年間を返還するという場合は、先ほど前段で申したとおり、過去の事例に照らし合わせて国家賠償法に基づく判例等の判例の内容に基づくとなりますので、限定されたような事案に限られるということでご理解いただきたいと思います。

議 長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） ここまでの点でやはり裁判による判決等も出ているわけですが、これからも国とか県と調整をいただいて、できるだけ還付加算金についてきちんと返すべきものは返す方向で、時効などももう少し考えていただいてきちんと処理いただければありがたいなということを申し述べておきたいと思います。

それでは、3点目の質問に移らせていただきます。

消滅時効が成立したと解釈したとしても、行政として社会的道義的責任を果たす必要があると考えております。逆に、時効が成立したと考えられる方々への説明責任という形、それからそういった方の知る権利もあると思うんです。こういった場合に資するためにも、還付加算金の額及びそれが時効により消滅した旨通知を発信する必要があるのではないかと考えるのですが、その件についてご意見を伺いたいと思います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 未払いの対象者となる方々には地方税法の消滅時効の規定に基づき過去5年間にさかのぼり再計算を行い、還付に伴う文書を送付しまして速やかに手続を行います。また、町民の皆様には町ホームページにおきまして未払いの生じた理由と対象件数、金額、地方税法の規定に基づく処理についておわびと説明を行い

信頼回復に努めております。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） 今、ご答弁いただいたように、5年間と考えた場合にはそうした方々に対しおわびの文書と、そうした加算金の計算もなされているというご答弁でした。ただ、もしそこで5年までの方でして、それを超えて時効が成立してしまったという方にしてみると、結局自分が加算金自体が発生しているのかどうか、自分がそういう権利があったのかどうかさえわからないうちに時効が成立してしまって知る由がないわけですね。そういった方々に対して何とか対応策というのはお考えではありませんでしょうか。

議長（安細隆之君） 税務課長。

税務課長（佐藤邦彦君） ポイントといたしまして、まず加算金というものが国家賠償法の損害賠償に当たるかということがございます。これは総務省では損害には当たらないという見解、国税庁におきましても利子相当分で損害賠償等の性格は持ち得ないという見解が出されております。

それに基づきまして、つまり時効により租税債権、債務関係が消滅するというところで時効が完成した場合、私ども税務行政の手続を行うことができません。そのために消滅した対象者を確定して通知等を行うということがなし得ないと私どもは考えておりまして、ご理解いただければと考えております。

また、社会的、道義的な責任ということでございますが、私どもは地方税法に基づきまして適正に公平な課税を行うことで今後納税者の方に信頼を醸成を図る、信頼を回復していくことが責任に資するものと考えています。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） 今、ご答弁いただいたように、やはり要綱にも定められていますように適切に返還をしていただいた上で税務行政の信頼を回復する、信頼を保つということがこれからも大切だと思いますのでその姿勢をぜひ貫いていただきたいと思っております。

その上で関連する質問でありますけれども、4点目。今後、今回のような事態が生じないような我が町としてはどのような防止対策をとっておつもりでしょうか。ご意見をお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） ただいま税務課長もちよっと触れたと思いますが、今後はこのような誤りが発生しないよう関係法令等の確認を徹底し、適切な事務処理を行い、担当職員の共通認識と確実な事務引き継ぎのために還付事務取扱マニュアルを作成いたします。また、税務行政は地方税法等に依拠するため、高度の専門性と技術、知識、経験が必要になりますので研修等を通し、さらなる職員の資質向上を図り防止に努めてまいりたいと思います。

なお、総務省では今回還付加算金の算定を誤るケースが全国で多発したことを受け、来年通常国会に所得税の還付加算金の取り扱いに合わせる方向で地方税法の改正案が提出される予定となっております。

議 長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） 今ご説明をいただいたようにマニュアルを作成し、それから研修を通じて職員の資質向上を図っていく。そして国でも動きがあると。そういった動き、町の対応をきちんとこれからも踏まえていただいて、適切な税制のあり方についてこれからも努力をしていただきたいということでこの質問は終わらせていただきます。

では、第2問目の質問にまいります。

認知症及び成年後見制度への取り組みについての質問になります。

1点目の質問です。認知症の方々、そのご家族、地域住民の方々などが参加し、ともに集う場所として認知症カフェという取り組みが各地域でふえてきております。我が町でも導入、もしくはNPO等に任せて誘致を図るということを検討してはいかがかと思いますが、ご答弁をお願いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 御存じのとおり、国においては平成24年9月に制定された認知症施策推進5カ年計画、いわゆるオレンジプランの中で認知症の人やその家族等に対する支援として、地域の実情に応じて認知症の人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき集う認知症カフェの普及を推進しております。

亘理町では、これまで認知症に対する理解を深め、地域全体で認知症の人と家族を応援できる認知症サポーター養成講座を開催するとともに、年4回の認知症高齢者介護家族の集いを実施してまいりました。この介護家族の集いに参加されている家族からは介護している家族同士で情報交換をしたい、介護家族の集いでは交流で

きる時間が短いので、世間話をしながらゆっくり話をしたいなどの意見が寄せられているところです。

認知症高齢者数は平成27年には65歳以上高齢者の10.2%、平成37年、2025年には12.8%と推計されており、地域における支援の強化は特に重要なものと考えておりますので、認知症カフェに既に取り組んでいる先進地事例など参考にしながら平成27年度からの実施に向け検討してまいりたいと考えております。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） 肯定的な意見をいただきましてありがとうございます。ぜひ、こういった事業を進めていただきたいと思います。

特に、今までの互理町の取り組みの状況をご説明いただきましたが、これまでというのはどちらかというと行政の側から提案をして認知症の方々とかそういう方々にサポートしていくというシステムが多かったと思うんですが、やはり今回の認知症、介護の方の例も出てきましたけれども、お互いに同じような問題を抱える方が集まるということとそこに一般の住民の方がかかわっている面からその問題を捉えていく、その中から認知症の方々に対する偏見とか、そういったものもなくなっていったノーマライゼーションといいますか、差別のない地域、社会ができ上がると考えております。ぜひそういった推進をこれからもよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、第2点目にまいります。

我が町では、成年後見制度の普及のためどのような取り組みを行っているか。また、市民後見人の育成状況はどうかお伺ひいたします。ご答弁お願いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 成年後見制度は判断能力が不十分な認知症高齢者や知的障害者、精神障害者の方にかわり、財産管理や契約等の法律行為と身上監護、福祉サービスの利用や医療福祉施設の入院入所費用の支払い等を後見人が行うことで本人を保護支援していく制度であり、家庭裁判所に申し立てができるのは本人や配偶者4親等内の親族となり、身寄りのない方については市町村長となっております。

本町の現状ですが、成年後見制度の利用者数を調査しましたところ、親族後見等で制度利用と思われる方が15人ほどおります。また、地域包括支援センターにおいて成年後見制度の普及啓発のため民生委員や地域の福祉関係者を対象に制度につい

での研修会を開催、町民の皆様向けには成年後見制度の活用方法や申し立てに関する相談を随時行っており、まちづくり出前講座、認知症サポーター養成講座等において地域の方々へ制度の説明を行い、その普及啓発を図っているところでございます。

市民後見人の育成についてであります。市民後見人とは弁護士や司法書士の資格を持たないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から一定の市民後見人研修を受講し、成年後見に関する知識、態度を身につけた良質の第三者後見人等候補者であり、家庭裁判所に市民後見人候補者として登録している方を指します。

本町におきましては制度利用者数がいまだ少ないことと、後見人につきましても主に親族が後見人になっている割合が高いため、差し迫った状況でのニーズはなく、市民後見人養成の実績は今のところございません。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） 今、ご説明、詳しくいただきまして成年後見制度の普及状況を説明いただきました。現状、皆さんおわかりのとおり、介護保険制度と同時に成年後見制度というのは始まったんですけれども、介護制度に比べましてこちらはなかなか普及しないという現状が今でもございます。我が町でもいろいろ普及活動をしていただいている状況は今説明を受けました。今のところ必要はないというご説明でしたけれども、これから例えば仮設住宅から出られて公営の住宅等に入られてひとり暮らしの方もいらっしゃいますし、この間提示いただいた資料によりますとかなり高齢の平均年齢となっております。そういった中でやはりこれからこういった専門の弁護士さんとか専門の後見人だけではなくて、市民の方の力も必要になるのではないかと考えております。

実際、ちょっと前に日本で認知症の国際会議が開かれました。そのときの理念としては、今まで入院で賄っていた認知症患者さんを地域のケアで賄っていくという方向にこれから転換していくということになると思います。その中でやっていくとなるとこれから需要が高まる可能性もあるわけですし、こういった市民後見人の要請にも力を入れていってはいいいのではないかと。そして、後見人といいましても養成するには時間がかかります。後で必要になって養成するとなるとそこからが大変だと思うんです。今からその根をつくっておくという点で積極的に育成してはどうか

とありますが、その辺いかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 認知症関係の市民後見人ということなのですが、前にも佐藤アヤ議員さんから一般質問があったかと思うんですけども、その中でも町の考えとしては先ほど町長が答弁したように人数的に少ない、3点目でも回答しますが、実際全国的な市民後見人のやっている割合、実際、それが非常に少ないというのは裁判所の考えもあるんだろうということもあって、まず法人の後見人、社協なりに、県内でも2カ所ぐらいやっているんですが、そちらの方向で考えていきたいなとは思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） 今の質問を踏まえて3点目に行きたいと思います。

認知症高齢者等の増加に伴う成年後見制度の需要増大に対応するため、市町村で市民後見人を確保できる体制を整備強化し、地域での市民後見人の活動を推進する取り組みを支援することを目的として、厚生労働省の中に市民後見推進事業というのを利用してほしいという記載があります。

こちらですと、まさに今の亘理町のように少ないかもしれませんがこれから市民後見人を養成したいと、それでも多分財政的な問題があるとかそういうことも含めて踏み出せない自治体に対して今のところ10分の10、全額補助をいただけるそうですので、こういった制度を利用して市民後見人の足がかりをつくっていくのはどうかなという提案なんですけど、こういったことを使いまして今後の安定充実を図っていったらどうかという質問なんですけど、ご答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 市民後見推進事業は平成24年に施行された事業であり、認知症の方の福祉を増進する観点から市町村において市民後見人を確保できる体制を整備強化し、地域における市民後見人の活動を推進する事業とされております。

本町におきまして、市民後見人を導入するに当たりましては問題点を含めて制度上の検討を慎重にすべきではないかと考えております。第三者が後見人になる場合、弁護士、司法書士が行う後見業務と市民が行う後見業務に法律的な違いもなく市民後見人も高度な知識と高い倫理性が求められ、その責任もまた同様であります。単に、市民後見人を養成すればよいというものではなく、市民後見人の質の担保のため

め、養成研修カリキュラムをどのように構築すべきか、後見開始から終了までの支援監督体制をどうするか、また万が一の事態の起きた場合の賠償、補償を含めたバックアップ体制をいかに構築していくか大きな課題となっております。

また、最高裁判所事務総局家庭局の平成25年1月から12月の統計資料を見ますと、成年後見人の選任は全体で3万3,343案件のうち市民後見人は167件で全体の0.5%の選任率となっております。選任された市民後見人はNPO法人や学校団体など組織に所属している市民後見人を含む数字となっております、しっかりした組織とバックアップ体制がなければ、全国的にもまだまだ市民後見人が家庭裁判所の信頼を得ることができない状況にあるようです。

超高齢化社会の進展により、認知症高齢者等の増加も見込まれる中、今後成年後見人、市民後見人のニーズがあることは予測されるものではございますが、本町といたしましては地域の実情に合わせ全国の動向も調査研究し、ご質問にありました市民後見推進事業などの活用も今後視野に入れながら慎重に検討した上で取り組んでまいりたい、そのように考えております。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） 今、ご答弁を伺いまして、やはり成年後見人の1人ですが、市民後見人に対する意識、責任、確かに重いものがあります。それだけ倫理観の高い方を選任しないとなかなか業務には対応できない、そういったことを踏まえてのご答弁だと思います。

ただ、裏を返せばそういう人を育成するわけですから、できるだけ早く長い時間をかけて育成するというのも必要ではないのかなということなんですね。実際、厚生労働省の事業なんですけど、市民後見推進事業、町レベルとか小さいところでも毎年申請をしているようです。ホームページで25年度までしか載っていないものから、本年度の利用状況がわからないんですけども、問い合わせましたところ23年度から始まって4年目だということで今後打ち切る予定はないけれども、年々増加の傾向、申請する自治体がふえてきているということで、今までのように全額補助という形にいくかどうかということは不透明だという回答をいただいております。

そういったことを踏まえていい機会ですので、検討はもちろん必要だと思いますけれども、そういうものを急いでいただいて、こういった制度を利用していただい

て早くいい人材を育てるということで考えはいただけませんか。ご答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 市町村の中でもやっているということなのですが、多分県内では仙台市だけでございます。規模の大きい市で要するにそれだけのニーズのあるところが実施しているものと思っております。それとあわせて、各都道府県でも養成講座ができるようになってはいるんですが、同じ事業の中で、それも宮城県においては今のところ開催がありません。他の都道府県ではやっているところが実際あります。それだけ県内の必要度、ニーズが少ないというのがまず一番なのかなと。

それとあわせて、包括支援センターに後見の関係で25年度相談に来た件数は6件ありました。それから任意後見、これからのことを心配するのであれば任意後見制度というものを事前に後見人、公証役場、そちらの関係とかで手続になるんですが、そういった制度もございますので、それらの指導をしながら今後全国的な動向も踏まえて検討していきたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） 今、ご答弁いただいたように、成年後見制度の中でも特に事前に選任できるのであればご説明いただいた任意後見人、こちらの制度が利用できればやはり身近な方に早くからお願いして、自分が認知症等になった場合をお願いできる人がいるということはもちろん大切なことだと思います。これからそうではないひとり暮らしの方とか認知症の方というのが出てくると思っていますので、そういった中でこれからも、今のところニーズが少ないということですが、適切にこれからもニーズを把握していただいてそれに適応して、きちんとこういった事業等を利用して今後も進める方向で考えていただければと思います。以上で私からの質問を終わります。

議長（安細隆之君） これをもって、高橋 晃議員の質問を終結いたします。

この際暫時休憩いたします。再開は2時35分にしたいと思います。休憩。

午後2時24分 休憩

午後2時34分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、17番、佐藤 實議員、登壇。

〔17番 佐藤 實 君 登壇〕

17番（佐藤 實君） 17番、佐藤 實です。

私は2問、4点についてお伺いいたします。

1問目。震災からの復興が順調に推移している荒浜地区では小学校、中学校、災害公営住宅、漁業関係施設、わたり温泉島の海が再開し、これからのまちづくりに明るい希望である。しかし、荒浜地区の住民がどのくらい戻っているのか、戻ってくるのか。そして人口はふえていくのか。まちづくりは地域住民がふえていかないことには立ち行かなくなると思うが、町当局の考えについて次の3点をお伺いいたします。

1点目、被災地荒浜地区と吉田東部地区の定住人口を増加させるための施策の考えは。お伺いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 本町におきましては、少子化による人口の自然減少に加えて東日本大震災の影響による町外転出等により、震災前の平成23年2月末時点で3万5,585人だった人口は最も減少したときでは平成25年3月31日の3万3,907人でありまして、現在平成26年10月末現在で3万4,117人となっており、震災前に比べると減少しておりますが、減少ピーク時から見ると210人ではありますが、増加傾向にあると見られます。地区別では、荒浜地区は震災前の平成23年2月末日時点で4,576人の人口が平成26年10月末現在で2,136人、吉田東部地区は震災前の平成23年2月末日時点で5,533人の人口が3,843人となっております。亘理地区、逢隈地区、吉田西部地区では震災前に比べ人口が増加している状況です。

現在、本町では復興計画に基づき被災者支援を第一に掲げ、震災の影響でやむなく町外へ転出した方々が一日も早く町内や震災前の地域へ戻り生活再建できるよう防災集団移転促進事業の推進を初め災害公営住宅の建設に取り組んでおり、平成27年5月には全て完了する予定でございます。

また、昨年度から津波で被災した方々の町内での住宅再建等に対する助成を実施し、さらには町外で被災した方が町内で住宅再建する場合の住宅再建への補助も実施しております。荒浜地区、吉田東部地区につきましても復興計画に基づき被災した施設等の復旧・復興事業を着実に進められており、その中でも小中学校の再建、来春には保育所の完成も予定されております。あわせて、かさ上げ道路や避難道路

などの多重防御により、地域の防災・減災対策により、地域の安全安心の確保を図ることとしております。

人口の推移につきましては全国的に人口減少する中で大変難しい課題ではありますが、今申し上げた復興事業や防災・減災対策を推進するとともに、仮設住宅入居者で住宅再建が未定の世帯に対し、町で造成した移転先団地や災害公営住宅への入居を周知することや町内での住宅再建、確保を継続することにより被災地への人口流入につなげていきたいと思っております。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 今説明いただいたところでありますが、その中で結局人口はふえつつあり、そしていろいろ対策を講じるということではありますが、今回この質問したということは町が津波によって壊滅してしまったことから、今まで以上の魅力ある住みたい荒浜地区、吉田東部地区のまちづくりを進めていかなければならないと思います、質問に入ったわけですが、今進めている避難道、そして二線堤の整備、これが進んでいってはいらんだけれども、ただまだ時間がかかるようなのでありますが、これが解決しないと人口の増加、東部地区においては避難地域においてそういう点は解決できないのかなと思っておりますが、その点について町長のお考えをお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） ただいまのご質問でございますけれども、復興交付金で採択されました避難道路5路線につきましては、現在事業着手に向けスピードを上げて進めているところでございます。橋本掘添線については工事契約を行い南側より工事を行うこととなっております。また、他4路線につきましても本年度内に工事契約を行い、事業を推進する予定となっております。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 一日も早い避難道や二線堤の整備が望まれます。

続いて、2点目に入ります。

被災地荒浜小学校、荒浜中学校、長瀬小学校が再校しましたが、このままでは入学する子供が減少していくと思われませんが、その対策はいかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 学校関係でございますから、教育長より答弁させます。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、佐藤 實議員にお答え申し上げたいと思います。

このたびの東日本大震災発生時におきまして、荒浜小学校と荒浜中学校、そしてまた長瀬小学校に合わせて1,700名の方が一次避難いたしました。1,700名の避難された方、お一人も命を落とすことがなかったということ、このことは学校が安全である、安全な居場所であるということの証明であるのではないかと認識しております。

被災した学校が再校し、そしてまた保育所も来週には完成いたします。子供たちが地域に戻りまして歓声、子供たちの喜びの声が一層地域に響きわたっておりまして、地域住民の方々も子供たちの元気な姿で元気をもらっているというお話も伺っているところでございます。

亘理町におきましては、震災復興計画を策定するに当たりまして学校がなければ地域の再建はできないという考え方に立ちまして、学校を防災教育及び地域コミュニティの拠点として位置づけまして、荒浜小学校は昨年4月に、荒浜中学校と長瀬小学校につきましては震災復興計画よりも1年早く、ご案内のとおりことし8月に再校いたしました。この3つの学校には避難階段を設置し、地域住民と一緒に防災訓練を行ったり防災教育の推進を図っております。今後、さらに学校を中心といたしまして防災意識を高めることによって、地域の安全が保たれ地域の活性化を促すものと考えております。

したがって、学校を核とした地域コミュニティの構築と安全安心が担保されれば居住の促進がさらに図られ、必然的に子供の数もふえるものと考えております。現時点ではありますけれども、参考までに来年小学校1年生、中学校1年生の状況をお話ししますと、荒浜小学校は4名、荒浜中学校は7名の増になっております。長瀬小学校においては今年度と同じ35名でしょうか、同じ人数が入学する予定になっております。また、荒浜地区では西木倉災害公営住宅、中野住宅も完成いたしましたし、吉田地区におきましても戸建ての大谷地住宅がすでに完成し、集合型も来年6月、7月には入居できるものと思っております。したがって、子供が集まる条件整備が整いつつありますので、子供の数の減少を食い止めることに期待をしているところでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 学校があったことによって人命は守れたと、今教育長からお話がありました。現実には、私も避難民の一人としてその点は重々承知しているところがあります。そういう観点から学校の復旧と復興、そして長瀬小学校が現地に再校していただいたというのが我々にも希望があり、もし万が一のことがあればそういう場所を提供していただきたいという面からそういうふうにしていただいたわけでございます。

しかし私が質問している子供たちが戻りつつある、そして来年度の入学児童が若干ふえている、ふえてはおりますけれども、それはあくまでも完全な復旧ではなくて要するに家はまだ、生徒は戻ってきますけれども、うちがまだ荒浜に戻ってきていないのも現実であります。そういう点を見据えおくと早く定住して安全な、そしてそういう人口がふえていく、子供たちがふえていくというのを望むところであります。その点については2問目でいろいろ詳しく質問していきたいと思いますので、これをもって3点目に入らせていただきます。

3点目として、危険区域以外の住環境を充実させるための対策をどのように考えているのか質問いたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 危険区域以外の住環境というのはいわゆる浸水区域を中心でよろしいんですね。充実策としては復興計画に基づき被災した施設等の復旧復興事業の完成や、今後の施策といたしましてまず第1点として、企業誘致等にとって若年層へ魅力ある就業の場の提供や就業機会の拡大を図り町内での安定した雇用を確保すること。第2点といたしまして、若い世代が働きながら安心して子供を産み育てられる環境を整備し子育てしていくことに対して安心感が持てるようにすること。第3点として、仙台都市圏へJR常磐線や高速道路等により短時間でアクセス可能な交通利便性の高さをもっとアピールし、仙台市への通勤圏である地理的優位性を生かし仙台市のベッドタウンとして人口の増加に結びつけること。

また現在、亘理町総合発展計画審議会において、第5次亘理町総合発展計画策定の検討を行っております。あわせて今年実施いたしました住民アンケート結果から防災対策や生活面における住環境整備、少子化対策、定住化促進の施策展開が期待されるところであります。町としましても児童福祉、子育て支援の充実、保健医療活動の充実、学校教育の充実、商工業の振興、企業誘致等の各分野でさまざまな事

業を展開しているところがございますので、そのようなことから子育て世代への乳幼児医療費の軽減を図るため来年度から中学生までの通院費無料化の条例を本議会に提案しております。また、観光面では交流人口を増加させ、亘理町のよさや魅力を情報として最大限にPRしながら町外からの転入による人口の増加や定住化促進、交流人口の拡大により町の活性化を図っていきたいと考えております。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 定住人口を増加させるためということで私質問しておりますが、今そういう中で町長の答弁についてはごもっともと感じます。しかし、それはあくまでも要するにこういう施策を考えていくという、そういう我々にとってはありがたい町の施策でございますけれども、これによって住民が果たして荒浜地区あるいは吉田東部地区に戻ってこれるのかどうか、そういうことを考えますとやはりそれでは別な方法を考えていかなきゃならない。

それには何をということであれば町独自の誘導策として町長が英断を下すというか、それに提言をしますけれども、例えばの話、災害公営住宅の空き部屋を被災者以外の新婚夫婦、他町村からの移住者への優遇策を講じることについてはいかがお考えかお尋ねいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 大変すばらしい考え方だと思いますけれども、災害公営住宅の空き部屋を被災者以外に貸与することは現在の制度上大変難しい現状であります。まずは被災者で再建が未定の方の入居を働きかけていきたいと、このように思います。

それと、議員さんはハードの面からご提案をいろいろなさっておりますけれども、定住人口なりあるいは戻ってもらうためにはソフト面の努力も大変必要じゃないかと思えます。先日、西木倉の災害公営住宅で、鍵引き渡しの際私お願いしたんですけれども、1つは隣近所仲よくなってくださいねと。そしてそれを地域全体に、西木倉の地域全体に、区長さんもお出席になっていましたので地域全体に及ぼしていただきたい。地域そのものの魅力を仲よさでやっていただきたい。

というのは例えば、もともと荒浜地区は私の友達も住んだんですけれども、親戚でもないのに親戚のような形になっちゃうというのが荒浜の特徴だった。非常に荒浜のよさだったと思えます。この辺の言葉で言うと結構おさっぺする人が多いと思います。ですから、例えば今晚のおかずというといつの間にか魚が黙って集まって

きたり、そういった非常にいいコミュニケーションがあったのが荒浜地区じゃなかったかなど。そういった面も現在住んでいる方々でひとつ努力していただければ。

先ほど来、いろんな面で現在の社会情勢、特に高齢化社会を迎え、介護、認知症の問題もあったんですけれども、地域がいかに支えていくかというのがうんと大事なことだと思いますから、コミュニケーションづくり、このこともひとつテーマとしてぜひ進めていきたい。そういう面でまちづくり協議会の位置づけは非常に大事ななというのが私の認識でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 私、今町独自の誘導策と2回、質問のときにお話ししましたけれども、要するに担当課からも聞きました。確かに、これは国の復興庁の指示で資金を使ってこの集合住宅をつくった。一般の人を入れることはちょっと難しい。これは承知おきしています。しかし、これはあくまでも要するにみんな入る人がいっぱいいて、抽選で入るところがないということであれば、それもそれで私は納得するんですが、現在荒浜地区の集合アパートは100戸つくりました。現在40戸何がしの人数しか入っておりません。まして、3棟目のアパートは誰も入っていない。

そういうことを埋め合わせするためにはやはりそういうことで、独自の判断はと言ったのはそこにあるので、まず町当局がそういう観点に考えていただいて、それに順拠するするような方法を講じていただきたいと思って質問しておるわけでございます。

ちょっと難しい話ではありますが、他地区、要するに隣の町の新婚夫婦とかがその地域に入ってくる場合、これは過疎地もそういう場所もあるかと思えますけれども、そういう方々は町の、市のあるいは山間地のそういうところに入ってくれば何百万円の補助金を出してまで場所を提供して入ってくださいという感じを、そこに今私が新婚所帯ということでお話をし、そこには新婚さんであれば子供さんも出てくるのかなどそう思って質問いたしたわけでございます。この点についてはあといろいろ今後の課題として考えていただきたいと思えます。

それに合わせて、危険区域以外の住環境を充実させるためには御狩屋の国有地を払い下げして公園等の憩いの場にしてはという、私そういう思いがあるんですけれども、この点についてはいかががお考えかお尋ねいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 御狩屋の保安林の国有地については、現在払い下げを前提に国と協議中であります。現在、最も急がれる避難道路の用地部分の払い下げをお願いしているところであります。その後、保安林区域全体を払い下げできるよう協議を行ってまいりたいと思います。もしそれができて払い下げ後は一定期間保安林等の位置づけとなりますが、散策路やあずまやなど憩いの場が保てるよう検討してまいりたいとも思っております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 御狩屋地区の保安林に対しては国も農林省も松を植えて云々という話は聞いておりますけれども、しかし一時あの地域を公園化するために農林省に打診をしたところ、法外な値段で一応お譲りしますみたいな話があったと伺っておりますが、その点はその点で現在被災をした場所であるがために今後そういう考えも一つの策かなと思って提案したわけであります。その点をいろいろ今後の課題として検討していただきたいと思います。

続いて、2問目に移ります。

荒浜地区は阿武隈川と鳥の海とともにあり、藩政時代から物流で栄えた町であります。人口を戻すには荒浜の魅力、自然環境が大切と思うが、そこで次の点をお伺いいたします。

阿武隈川と鳥の海の自然環境を生かしたまちづくりを今後どのように考えていくのかお尋ねいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 荒浜地区については、江戸時代に船運で栄えた港町で阿武隈川、太平洋、鳥の海湾、三方が水に囲まれた自然環境豊かで風光明媚な地区であります。現在国において堤防工事を実施しておりますが、地震・津波に備えるとともに自然に配慮し、自然の回復を生かし、自然とともに歩みを進めることで、まちづくりや地域づくりを推進し豊かな自然環境を未来に引き継ぐことが現在求められると考えております。

川、海の再生並びに自然の恵みの活用は本町にとって極めて重要であります。自然環境については時代の変遷により健全性が失いつつあり、その上震災による大きな攪乱を受けたことから町では国県などの関係機関、宮城県漁業協同組合、亘理土地改良区などの関係団体と平成24年度、平成25年度の2カ年にわたり検討・調査を

行いました。調査の結果、鳥の海の自然環境は震災により大きな攪乱を受けましたが、その攪乱は一様ではなく一部では回復の兆しも見られる状況であります。アサリの生息も確認されており、今後潮干狩りや釣りの復活、また日本の重要湿地500に選定されており、渡り鳥の一部確認もあり継続的なモニタリング調査などにより鳥の海の健全性を図っていきたいと思っております。あわせて、鳥の海湾でのカヌー、ヨット等の海洋性レクリエーションを初めとする自然体験活動を通じて、特に青少年に海に親しんでいただく機会をつくっていきたいと思います。

阿武隈川につきましては環境保全や桜堤公園の整備、まちづくり協議会で実施している歩け歩け大会などの各種事業を通じて地域の自然の恵みや自然の驚異の理解促進、心身の育成や地域の再発見により新たな魅力を見出し、官民で活用につなげていきたいと思っております。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 観光ゾーンと荒浜地区がなって、その源は阿武隈川と鳥の海のまちであると言っても過言ではないかと思えます。この交流人口をふやすことは定住人口をふやすことにつながると思っております。にぎわいとなりわいの観光戦略を策定し、被災地から全国に発信してはどうかお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 現在、わたり温泉を初め、これまで復旧した施設を利用して震災後落ち込んだ交流人口をふやしていくことが大事だと考えております。今後、フィッシュリーナ、艇庫、海水浴場、潮干狩りなどの周辺整備の復旧も予定されており、ハードソフト両面も見据えた官民連携し、観光リピーターをふやしていくことが大事であると考えております。そのためには、魅力ある商品開発など行政だけでなく民間活用、民間の創意工夫なども必要であり、支援も含め検討してまいりたいと思っております。

観光戦略の策定につきましては、現在第5次亙理町総合発展計画策定を行っておりますので、有識者や説明会での説明を十分拝聴していきたいと思っております。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 全国に発信というのはあくまでもいろいろなイベントを通してこういうことをやっているというのが随時伝わっていけばそういうところに人が集まってくるのかなと思ってお尋ねしたわけですが、それをもとに小中学校、災

害公営住宅、漁業関係施設、わたり温泉島の海が再開してにぎわいは取り戻せました。しかし、なりわいは若干足りないような、そして加速することはお考えかどうかお尋ねしたいと思います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） なりわいについては、基幹産業の農業復旧や水産加工場の誘致、商業団地の集積などにより雇用の創出を図っていきたいと思っておりますが、さらにその上ぜひ、この場所は非常に食材が魅力的なところですから、特に起業家も募っていきたく、そのように思っております。

議 長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 今議会でそういう点も漁業の関係施設などの議案が提案されておりますけれども、それについてはいろいろと今のなりわいに関連していくのかなと思っておりますが、できるだけそういうことでにぎわいとなりわいという一体で進めておるんですから、その点については時間を猶予なく使っていただいて、早く進むことを願っているものであります。

その中で鳥の海を囲む町独自の堤防構築があります。景観を壊さないためにもいろいろな堤防をつくってそれで終わりじゃなくて、やはりその脇には展望台などつけるような、そういう考えがあるかどうかお尋ねいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 現在、国では鳥の海灣堤防の被災を受け、TP3.6メートルの堤防工事を行っております。TP3.6メートルの高さでは鳥の海の海面が見えなくなる予定です。町ではその背後にTP5メートルの緑地帯を整備し、防災力の向上につなげていきたいと考えております。

ご提案の展望箇所設置については、防災緑地の設計の中で検討してまいりたいとこのように思っております。

議 長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 結構、他地域では海のほうが景観が損なわれるとか何かで堤防の高さを削減してはどうかと、いろいろ仙北地区あるいは三陸地区の岩手のほうでもそういう話が出ております。やはり、津波そのもののためにそういう堤防を構築するわけでございますけれども、津波というのはあくまでも今回の津波で見てのとおり、実証されたと思いますが、堤防は幾ら高くてもそれなりに水は越してくる。それが

八戸とか岩手のほうでも実際実証されたわけでございます。そういう観点から決して低いからいい、高いからだめというわけじゃなくて、そういうことも踏まえて今後のそういう課題の中に組み入れながらいろいろと次のそういう計画に進んでいけばそれなりの成果が見られるのではないかと、そういうふうに思って質問いたしましたわけでございます。

そういう点を見据えながら、今後も町当局のご努力、そしてさらに復興が進むような、前進するような方法を講じていただければ幸いです。以上をもって私の一般質問を終わります。

議長（安細隆之君） これをもって佐藤 實議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の一般質問は通告 6 番までとし、通告 7 番からの一般質問はあす行うことといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、残りの一般質問は、あす午前10時から継続することに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3 時 0 9 分 延会

上記会議の経過は、事務局長 丸 子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 安 細 隆 之

署 名 議 員 百 井 いと子

署 名 議 員 渡 邊 重 益